

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第 1 2 回

1 . 日 時 : 平成 25 年 9 月 11 日 (水) 13:00 ~ 18:30

2 . 場 所 : 環境省第一会議室

3 . 議事次第

1) 検討会報告書素案について

2) その他

4 . 配布資料

資料 1 国内措置のあり方に関する論点整理について

資料 2 検討会報告書素案

5 . 出席者

(委員)

磯崎座長、浅間委員、小幡委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

(関係府省)

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省

(事務局)

環境省 : 星野自然環境局長、奥主大臣官房審議官、江口総務課長、亀澤自然環境計画課長、堀上生物多様性施策推進室長、中澤課長補佐、中島課長補佐、柴田企画官、浅原係長、辻田係長、笠原係長、小林事務補佐員

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング : 森口主任研究員、西田副主任研究員、菌専門研究員

ノルド社会環境研究所 : 福田研究員

6 . 議事録

開会

中澤補佐 予定の時間が参りましたので、ただいまより、第 12 回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参加いただき、ありがとうございます。

初めに、本日お配りした資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元の次第に資料一覧がございますけれども、資料 1、「国内措置のあり方に関する論点整理について」、資料 2、検討会の報告書素案でございます。

論点整理表につきましては、これまで同様に事務局案を事前に各委員に電子情報でお送りしていただき、内容についてご確認いただいた上で作成しているものがございます。

報告書素案につきましては、資料 1 の論点整理表の黒丸の部分を中心にご議論いただいた内容をまとめたものがございます。なお、この資料について、事前の資料送付の際にも記載いたしましたけれども、今回は事務局で作成した報告書素案の構成や議論の進め方をご説明した上で、報告書素案の冒頭部分からご議論いただきたいと思いますと考えております。今回お配りした報告書の素案につきましては、内容をご確認いただいて、次回の検討会までの間に記載のご確認やご意見提出をお願いしたいと思います。電子情報も追って送付いたしたいと思っております。

また、机上に、今回も、前回までの資料ですとか生物多様性条約、名古屋議定書のテキストをまとめた資料をご用意しております。お持ち帰りになる際には事務局にお声がけいただいて、次回検討会にお持ちいただきますようお願いいたします。

本日、足立委員、北村委員、西澤委員、二村委員はご欠席と伺っております。小幡委員と小原委員は、遅れています。

本検討会は公開で行います。

それでは、磯崎先生に進行をよろしくお願いしたいと思います。

磯崎座長 こんにちは。今回から第 3 ラウンドの報告書案についての議論に入ることとなります。今日も 5 時間、やはり長めに置いていますが、途中 2 回程度休みを入れられるような形で進めていきたいと思っております。

前回までの議論の整理をここでしておきたいと思っております。辻田さん、お願いします。

炭田委員 中澤補佐の資料説明に対して……

磯崎座長 はい。じゃ、ちょっとその前に。

炭田委員 資料 1 の論点整理表のご説明について確認させていただきます。この論点整理表は、今後、議論をしていくうちに修正を要する可能性も出て来ると思っております。この論点整理表はまだ完成版ではないですね。そこを確認したいのですが。

辻田係長 今回の論点整理表の資料をつくるためのご確認をお願いするメールにも書かせていただいたのですが、今日この後に、論点整理表について、最後に不足点など言いたいことはないですかと座長から皆様方に確認いただいて、そのときのやりとりを次回までに反映させて、論点整理表は完成とさせたいと思っております。

炭田委員 そのときに議論できるわけですね。

辻田係長 はい。

炭田委員 資料 2 の報告書素案について中澤補佐からのご説明において、今回の会合で資料 2 を議論した後、次回の会合までに電子媒体で確認や意見提出をするようにしたい、と言われたことについて確認したいと思います。この素案が検討会のもとで何らかの議論の対象として議題に乗るのは今回が初めてです。また、4 部構成の素案の内容のうち、 の内容に関してはこれまで議論してきたことがベースになっていますが、 ~ は初めて出てくるテーマです。

先ほどのご説明で、「今回、資料 2 を議論した後、次回の会合までに電子媒体で確認や意見提出をする」という言い方をされましたが、この素案を検討会での議論のベースにするということは正式に合意されていません。だから、今日、素案をご説明いただいて、予備的な意見交換はするけれども、その意見交換をベースにして文書の中身を修正するステージにはまだ行っていません。そういうステージへ進めるか否かに関しては、どこかで区切りをつけて、決めなければならない。現在はそういう状態にある、ということを確認したいと思います。

中澤補佐 今いただいたご意見ですが、構成に関するものも含めて、資料 2 に関するご説明の中でご議論をさせていただければと思っています。

炭田委員 その議論は素案の修正を云々するためではなく、予備的な意見交換の段階にある、ということを確認したいのです。

中澤補佐 予備的なというか、素案という形で事務局で提示しておりますので、それが予備的なものになるということであれば、それも含めて、資料 2 の議論の中でご議論いただければと思っています。

炭田委員 私はこの件を第 10 回会合(議事録、6-7 ページ)ですでお話ししました。そのとき堀上室長はとりあえず素案を提出して皆さんのご意見を聞きます、とのお答えでしたので、私はこの素案をベースに議論をするというステージには行かない、という理解をしました。その時、中澤補佐は、私の言うことを必ずしも咀嚼していないので様子を見ながらお答えします、と言われました。私はそこ点を重要だと考え、今、確認させて頂いているのです。

堀上室長 議論のたたき台として、一応事務局としてはこれを提出させていただいたということであり、それをどういうふうに整理していくかということを含めて、この検討会の中でまずご議論いただければと思います。

磯崎座長 今ちょっと議論になったようなことも含めてなんですが、じゃ、辻田さん。

辻田係長 まず、前回の振り返りをさせていただきたいと思います。前回は、資料 1 の 11 ページの(4)「不履行の状況への効果的な対処について」という論点項目から、最後の「その他」についてまで、論点整理表での記載等をもとに 2 巡目の議論をしていただきました。その議論を踏まえて、今回下線を引いているところになりますが、新たに追記等をしております。

先ほども少し申し上げましたが、これから最終確認を座長からしていただいて、そのご議論を踏まえて、この論点整理表は完成版とさせていただきたいと考えております。

磯崎座長 先ほど炭田さんから出た最初の意見と関わっているところなんですが、今、説明にもありましたように、現在出されているもので最終ということではないのです。現在のバージョンを見て、その関連で何か気がついたところがありましたら、この場で指摘をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

炭田委員 資料 1 の 11 ページ、(4)の、上から三つ目の白丸の炭田発言：「現時点のすべての議定書締約国で議定書を満足する ABS 法令が整備されていない状況下で、日本だけが国内遵守措置に対する不遵守への対応について議論することは時期尚早である」についてです。文言は私がお願いしたとおり修正されています。ただし、私は白丸を黒丸にしてくださいと申し上げたと思うのですが、まだ白丸

のままです。

辻田係長 そのやりとりの際に、こちらからの回答で、白丸のままとした理由も書かせていただいたと思いますが、黒丸、白丸の整理の仕方については、表の上部にも書いておりますが、国内措置のあり方に直接関わるご意見は黒丸、国内措置のあり方に関係はするが、あり方に関する直接的なご意見でないもので、参考情報として捉えられるものは白丸にしていると。白丸にしているものの例には、検討の進め方へのご意見も含んでおりまして、ほかの同様のご意見も白丸とさせていただいていることから、このご意見についても白丸のままとさせていただきました。

炭田委員 ご趣旨は理解しました。また後で表現の再検討をさせていただきます。今日の素案は資料1の黒丸だけを拾っていますね。白丸の中にも今後の国内措置のあり方に関して重要なことが入っているので、白丸が落ちる場合のことを危惧しています。

2点目は、論点整理表全体の扱いに関する質問です。辻田係長から「今日、この後で、論点整理表について不足点等はないかと座長から委員に確認して、そのときのやりとりを次回までに反映させて論点整理表は完成とする」と言われました。その「完成とする」という意味について確認したいことがあります。たしか、第7回会合(5月21日)の議論で、論点に関する検討を継続すべきということになり、その次の会合から4回ぐらい連続して議論してきました。現在の論点整理表の内容は当時と比べれば充実しつつあると思います。論点整理表の検討には委員の方々が多くの時間とエネルギーを費やしてこられ、これが本検討会の現時点での実質上のアウトプットだと思います。だから、論点整理表が報告書素案の相当に重要な部分のベースになると思われます。会合はまだ何回もあるわけだから、現在の論点整理表をさらに充実させる。例えば、実質的な内容は変えずに論点の順序を入れかえるとか、いろいろあると思いますが、という必要が生じる可能性もあります。だから、これを完成版としてもう指一本、触れないとするのはよくない。そういう意味での完成版とするのではないということを確認して頂きたいと思います。

中澤補佐 論点整理表は、これまでもお話ししているように、議事録を中心にして、そのエッセンスを整理しているものだとご説明しています。ですから、議論をこれまでしてきたものを書いているので、この先の議論は報告書に移行して、その中で議論するという考えならば、これは前回までの

今回もあるのかもしれませんが、今回までの議論で一旦整理をし終わって、それを報告書の素案にきちんと反映されているか。そこから先は、報告書の素案の中で必要な整理をしていくことになるのかなと考えておるところです。

炭田委員 再度、申し上げますが、この報告書素案には検討会でのステータスがまだないのです。これは環境省事務局が作成した資料であり、それを委員に紹介するという段階のものです。したがって、これから先の議論は報告書素案の議論に移行します、と事務局が言うのは手順がおかしいと考えます。論点整理表は生きているし、その扱い方についても今後の議論の対象になると考えます。

報告書素案を議題として取り上げるのは今回が初めてです。報告書は委員が自然環境局長に提出するのであって、環境省事務局が作成して局長に提出するのではない。これはすでに委員会の議論の中で十分に確認されていますから、そこはきちんと踏まえていただきたいと思います。

堀上室長 環境省として報告書の形で欲しいというのが、ある意味、我々として思っているところの一つです。ですから、今たたき台としてお示しをしましたが、この形を変えて、ある程度中身をきちんとしていただければ、それがおそらくどちらにとってもいいものができるわけですね。ただ、そうはいつでも、論点整理表もそれを補完するものとして使う必要があれば、そちらも、その文書を補完していくことは、もしかしたらあるかもしれない。これからどういうふうにしていくかというのは、少

し議論をしてから整理をしていただければと思います。

炭田委員 私には、「論点整理表もそれを補完するものとして使う必要があれば」というその「補完する」という捉え方が気になります。今の時点での検討会の主要なアウトプットは論点整理表だけであって、報告書素案はまだ検討会にとってのステータスすらもない。ステータスがないものに対してステータスがあるものが補完するという捉え方自身がおかしい。既にステータスのある論点整理表をベースにして新しいものをつくっていく、という捉え方であれば話はわかりますが。

堀上室長 これは環境省の側からということ捉えていただければと思いますけど、もともと報告書というものをつくっていただきたいという、そのための論点整理だったと。それが今ちょっと主従関係が少し変わってきているのかもしれませんが、報告書をとにかくつくっていただきたいというのがあります。

炭田委員 報告書をつくるということは我々も承知していますから、ある時点で、この検討会素案というステータスを持つものが出てくると思います。しかし、まだそういうステージではないということを確認したかったのです。

それから、先ほどの中澤補佐のご説明の中でもう一つ気になることがありました。それは、「論点整理表は議事録を中心にして、そのエッセンスを整理している」と説明されたことです。しかし、実際は、国内措置のあり方に関していろいろな観点からの重要な議論があり、それは議事録に記録されていますが、論点整理表に載せられなかったものがあります。この論点整理表に載せたのは、事務局が設定した基準に該当することに限定されています。

ですから、今後の議論のベースは議事録と論点整理表にすべきです。中澤補佐のご説明には議事録という言葉が抜けていると思います。議事録と論点整理表が今後の議論のベースであることを確認していただきたいと思います。

中澤補佐 論点整理表は、主な議論、中心となる論点を整理させていただいたものという意味で、ベースが議事録であるということについては、それはそのとおりだと思っています。

炭田委員 私のポイントは、論点整理表に掲載されてないが議事録にあることも今後の報告書素案のベースになることを確認していただきたいのです。

中澤補佐 そのご趣旨の理解がなかなか難しいのですけれども、論点整理表については、中心になるところの整理をしていただいたと理解でいるのですけれども、当然、議事録にも、参考になるいろいろな情報がございます。それは私どもも認識しておりますので、それも踏まえて、参考にしながらということだと思います。

炭田委員 論点整理表は、今後の国内措置のあり方を検討する上で中心的なことを言っていることは確かです。しかし、今後の検討において重要なことは、論点整理表に掲げた点以外にも存在するのです。報告書を作成する時は、まず目次案の検討から議論を始めるのが普通と思いますが、事務局が作成した目次案には、議事録にはあるが論点整理表にはない重要な項目が欠けています。だから、それらを含めることを確認していただきたいのです。

堀上室長 我々としていただきたいのは報告書だと先ほども申し上げましたけれども、そのことについて、これまで準備をしてきているのが論点整理表だということは間違いないんですが、その周りのことを全く拾わないということはないです。これまで議論されていて、論点整理表には載っていないけれども、大事なことは確かにあると思いますので、報告書として整理するときに必要なものは、再度ご発言をいただければ、その中で整理することになるのだと思います。

炭田委員 事務局との認識の違いをおこさないために申し上げます。これまで論点整理表の枠組みに

したがって議論して来ましたが、項目の構成がどうあるべきかという議論はまだしていない。例えば、検討会第1回で私から指摘させて頂きましたが、普及啓発は遵守措置の大前提であるにもかかわらず、主要論点の項目表(第1回会合の資料7)において極めて低く位置づけられている(議事録第1回、13ページ)。普及啓発は主要論点項目表の最後の項目:「その他」に位置づけられ、さらにその小項目の最後にしか出てこない。論点整理表の内容構成がどうあるべきかについて、検討会ではまだ議論していないのです。

検討会の初めの頃は、委員は事務局が作成した資料を与えられるままに反応していた。ただし、委員が特定された項目に限定して議論せねばならないと確認されたことはない。委員委嘱状の中に検討事項の例が示されているが、「以下の項目を含む」とある。これは、それ以外の項目も含まれ得ることを明らかに示しています。委員はそのつもりで出席し、発言してきたのです。もし事務局が、委員は論点整理表の枠内のことに限定した議論するべきと考えておられるとしたら、それは認識の違いです。我々はそのように了解していないのです。

中澤補佐 今の炭田委員からのご意見の中には、報告書の構成に係る部分もあり、それは、先ほど申したとおり、資料2の説明の中で、こちらから、これまでの経緯も含めてご説明しようと思っていたところですが、その部分を含めて、先にご説明を始めたほうがよろしいでしょうか。

炭田委員 素案のご説明をぜひお聞きしたいのですが、途中で議論が迷走するといけないうので前提条件を明確にしておきたいのです。

第7回あたりから、より率直に意見交換がされてきましたが、国内措置のイメージや議定書の採択に至るまでの過程のイメージについて、事務局と委員との共通理解がまだ非常に欠けています。

事務局の理解が我々の経験した実態と異なるのです。報告書素案、
、
 を読んでますますそう感じています。第7回の段階で、報告書案の検討を2回やった後、パブコメを行うというスケジュール案が事務局から出された。その後、委員から自分たちの意見が反映されていないという声が多く出た。それで議論があつて、当時官房審議官であった星野局長から、今後も検討を継続する、という趣旨のご説明があつた(第8回議事録、36-37ページ)。これは事務局側が決めた枠組みの中に限定して報告書をまとめるのではないことを意味します。

報告書素案の目次案については、素案の説明を伺った上で議論に入っていけばよい。ただし、目次案はまだ決まったものではないし、これまでに議論をしていないことを確認したいと思います。

中澤補佐 構成のことは資料2の素案のご説明の中でさせていただこうと思っていたので、先にこちらをご説明することにしましょうか。

炭田委員 いや、今まで事務局が考えておられたとおりの順番でご説明頂き、必要に応じて区切りをつけて委員が簡単なコメントをする。それを順次続けて全体を見る。さらに深い議論はその後です、という方がよいと思います。

磯崎座長 次に予定していた議事のところへ既に入っているんですが、その前に、資料1、整理表についての確認をしておいたほうがいいのかと思います。この論点整理表は、事務局から説明があつたように、議事録に基づいて、主要なものをカバーしているという位置づけで、その中身そのものについての議論がこれから行われるわけではないということで、前回までの議論をまとめているという位置づけである、ということですね。

その内容について、先ほど、指摘するような、あるいは修正についての意見というのを求めましたので、その関連で出てきた事柄、あるいは、技術的な誤りであったり、それについては今後も修正の可能性はあるのですが、過去に戻って修正という形を今後も随時行うということ、その必要があるのかどう

かですね。

それから、炭田さんからの懸念の一つが、白丸と黒丸の違いであったり、資料 1、論点整理表には入っていないけれども、議事録との関わりで重要な事柄であったり、その白丸、または論点整理表自体に入っていない議事録上の事柄が、報告書の中に取り入れられないのではないかという懸念ですね。

炭田委員 そうですね。

磯崎座長 そちらの懸念については、報告書議論のときに、白丸だから認めないとか、資料 1、整理表に載っていないから認めないという、そういう扱いはしないという確認がありましたので、そうすると、そっちは問題がないかと思います。論点整理表は、先ほども触れましたように、前回までの時間的区切りでまとめていくものなので、今後もその中身自体を変える必要があるかどうかということなんですが、さっきの繰り返しになりますが、技術的な事柄以外について、具体的中身について今後も修正をしていくという必要はないかと思うんですが、いかがでしょうか。

炭田委員 私が申し上げたのは、過去に遡って中身自体を変えるような修正をするという意味ではありません。論点整理表は、議事録のかなり長い発言記録をほんの二、三行に抽出している場合があるので、発言者の思いが必ずしも抽出されていないことがある。黒丸に相当するような思いが白丸になる場合も含まれます。発言者の思いが正確に反映されていない場合には修正する、そういう意味です。

磯崎座長 そうすると、やはり白丸になっているもので黒丸にという、そちらに近いのですか。黒丸になっているもので文言を変えるか、白丸になっているもので黒丸の位置づけ。もし、白丸になっているものであっても黒丸の位置づけとして、というのだと、先ほどの報告書をつくるときに、白丸であっても反映は行うということなので、そこで解決ができるんじゃないかと思うのですが。

炭田委員 論点整理表が委員の思いを正確に抽出しており、それら全てが報告書に反映されるのであれば問題はずっと簡単になる。ある部分を選んで抽出してそれを報告書に入れるというアプローチをとるとしたら、すくい上げられた意見はいいですが、すくいあげられなかった意見に関しては問題が起り得る。そういうところも気にしているわけです。

だから、いろいろなアプローチがあり得ると思います。今日、出された事務局の報告書素案(章)については、事務局方式の他に、論点整理表を全面的にコピー・アンド・ペーストにして報告書に入れるという方式もあり得ます。各種見解を、一度、セレクションをかけるというステップがあれば議論が出てくるのです。

中澤補佐 これまでの議論がなかったから報告書に反映させないということではなく、報告書を議論する中で、これまで言い足りてない点が出てくるかもしれません。それは、その中でまたご議論いただければと思っています。

それから、論点整理表を何回か委員の方々にフィードバックして、白丸を黒丸に変更するという整理もさせていただきます。今回、またその作業をやってみて、それでもまだ言い足りない点があれば、その作業の中で、足りない点とか、炭田委員の ABS に対する熱い思いを伝えられるような表現を考えると、そういったことを今回の整理の中でできればと思います。

炭田委員 今後も議論を継続するということですね。私は、事務局の素案をベースにマイナー修正で終わらせることに賛成していません。素案はまだ白紙です。委員の皆さんがいろいろとご意見を言われ、それで変わっていくということです。

中澤補佐 論点整理表の中に伝えられていない思いを報告書に反映できないかと、そういうことでは決してなくて、論点整理表の中にもないものをもとに、今、たたき台である素案を事務局でつくっているの、それを踏まえて、その思いをいろいろといただければと思います。

炭田委員 後で紛糾するのを避けるためにしつこく言っています。論点整理表の項目に直結するわけではないが、少し違った視点と時間軸から見て国内措置の議論のために検討すべきという意見が議事録の中にある。今の目次案ではそういう項目を拾い上げることが出来ないから、別の項目を立てる必要がある。目次案の検討のときに、どんな項目を加えたらよいか、あるいは、どの項目を削除すべきかを議論すべきです。

亀澤課長 目次案については後ほど議論していただきたいと思います。目次案や、さらにその中身についてもこれから議論していただくわけですが、そのベース、中心になるのは論点整理表ですが、その辺全てがおさまらないこともあり得ると思いますので、そこからはみ出す細かいところとか……

炭田委員 細かなくてもね。

亀澤課長 ええ、細かなくても、それは議事録もその前提になるということで。

炭田委員 よろしいですね。

亀澤課長 はい。

炭田委員 わかりました。今のご返答で安心しました。

磯崎座長 またその報告書の議論にも入っていたのですが、最初の論点整理表ですが、中澤さんがさっき確認をしたように、今日、それから次のところまで、その過程で、もし必要があれば指摘をしていただくという、その扱いでよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 それで、炭田さんが途中で懸念されていた、論点整理表の中にある黒丸に入っている、そこからセレクションということなのですが、そのセレクションは、当然この委員会が行うことですので、原案で事務局がセレクションをしているとは思いますが、そのセレクションでいいかどうかは、ここで議論しますので、その心配はしなくても結構です。

小幡委員 論点整理表のところでちょっと補足説明をしたいと思いますが。

磯崎座長 はい。

小幡委員 前回の委員会で、論点整理表ですと 14 ページの一番上の「日本で取得された遺伝資源を証明する仕組みを検討する余地」というところで、私の発言で、「外国に遺伝資源を輸出するときに、我が国で取得された遺伝資源であると証明する原産地証明書を商工会議所が発行する仕組みが存在する」と申し上げて、本当にそうなのですかという質問が出まして、私は確認しました。確かに経済産業省の所管の商工会議所で原産地証明を発行しております。実際に私たちもこの方法で、動物に関する輸出は、原産地証明書を発行していただいて、それを添付して輸出しています。そういうことであります。ですから、前回の委員会で、私は、確認しますといったので、確認してご報告する。

もう一点、これは、これに補足なのですが、存在する仕組み、この議論は PIC がないと原産地証明がとれないのではないかとということに対する私の意見だったのですが、こういうものがあって、全てできるかどうかはわかりませんが、少なくとも既存の仕組みは大いに利用すべきで、そこで抜け落ちるもの、ギャップ・アナリシスというのですかね、そういうものをきちんとして、必要なものはつくればいいのですが、あるものは大いに利用するということが必要なのではないかということ、またすべきであるということで、私は申し上げたいと思います。

したがって、これは、国内の仕組みをつくるときに、こうあるべきだということで、今は白丸になっていますけれども、将来的に、報告書ときにはそういうものも入れておくべきだと考えておりますので、黒丸 まあ、どちらでもいいんですけども、そういう主張をさせていただきたいと思います。

経済産業省 先ほど小幡委員からご紹介がありました商工会議所の原産地証明についてですけれど

も、経済産業省でも、あの後、情報収集をいたしまして、前回は我々から鉱工業品ということでお話ししたのですが、動植物も含めて、商工会議所が原産地証明を出している実態はあるということを確認しております。

ただ、まだ正式な回答というわけではないんですけれども、担当者同士の意見交換の中では、原産地証明自体は商工会議所だけが出すものではなくて、その他のところでも出しているものがあるということ。あと、それから、原産地の証明の仕方というものが、基本的には自己申告に基づいているというような前提があるようですので、使い方といたしまして、例えば原産地証明と出されたものをどうふうに使うかというのは、その受け手側の問題になるというようなことで整理がなされているので、例えばこれがこの場合で使えるかどうかということは、今の段階では何とも言えないのではないかとどうふうに考えております。

ちょっと経済産業省が調べた実態についてご紹介させていただきました。

磯崎座長 前回、議論になったところで、行政上、法律上の措置と、それから、その場合に、このような形で外郭団体、外部団体がその役割を担っている。で、商工会議所が、という話があったので、今日、お二方から、それに基づいて正確な情報提供がありましたので、事務局で、この趣旨を先ほどの整理表の中で確認をしていただければと思います。

寺田委員 この原産地証明ですけど、植物で種苗を売っている立場から考えると、原産地というのは、ここで言っている遺伝資源が、例えば中東のどこかの国が原産だとかという意味ではなくて、原産国とは関係なく、それをアメリカのカリフォルニアで採取したとか、採種地がここであるという、日本で売っていても、日本が採種地ではなくて、チリだとかアメリカが採種地であるということを示すだけのものであると思われるので、ここでの観点とかなり異なっているのではないかと私は思いますけれども。

小幡委員 ちょっと誤解があるのではないかとと思うのですが、原産地証明というのは我が国のことです。我が国で生まれ、かつ成育した動物とか、どういうことができるかと書いてある。「我が国」ですので、我が国でつくられたということの原産地証明であって、それがアジアから渡ってきたとか、そういう話ではありませんので、誤解のないようにお願いします。

磯崎座長 国内 PIC との関わりで、そのときに小幡さんが発言されてという、そういう位置づけの話です。

寺田委員 ですから、この場合で言えば、日本が発行するものは、日本で生産されたという意味であって、多分、日本が原産の植物だという意味ではないのではないかとと思うのですが、その辺を確認したほうがいいのではないかとと思うのですが。

経済産業省 商工会議所の公式見解といたしますが、電話でのやりとりということになりますけれども、原産地の定義については、たしか最終加工地というようなことでなされていると思いますけれども、今回、商工会議所が出されているのは、HS コードの関係で、関税がかかるものに対する、関税率を決めるための原産地ということになっていますので、多分そちらの定義かと思えます。

ですから、先ほど寺田委員が言われたように、遺伝子の原産地と、CBD 上は遺伝資源提供国というのでしょうか、それと違うということはあると思っています。ただ、合う場合もあるので、今の段階では何とも言えないということになるかというふうに考えております。

あと、先ほどお話ししたとおり、受け手側の問題ですね。それからあと、ベリフィケーションの仕方ということもあります。

それから、すみません、さっき 1 点申し上げるのを失念しておりましたので、ここで補足させていただきますが、微生物の扱いに関しては、目に見えないものに対してどういう扱いをするかということに

については、ちょっと今の段階では何とも言えないということで、そういう特質もあるということは意見交換の中で出てまいりましたので、参考までにこの場でご紹介したいと思います。

磯崎座長 今、寺田さんから、それから田村さんから説明がありましたように、動植物として一般的に考える場合と、それから、微生物であったり、遺伝資源の原産地、生物学的なオリジンと違っている。通常は、これも説明がありましたように、最終加工地であったり、野生状態から人為管理下に捕獲・採取がされた場所ということですので、それは、遺伝学的または生物学的なオリジンとは違う場所になる可能性もあって、という、それを前提にして考えておけばいいのではないかと思います。

1) 検討会報告書素案について

磯崎座長 そうしましたら、辻田さん、報告書素案の構成や議論の進め方について、説明をお願いします。

辻田係長 では、今から議事1の検討会報告書素案に入ることとさせていただきたいと思います。

まず、報告書の位置づけを確認するため、検討会の設置目的などを振り返りたいと思います。先ほど炭田委員がおっしゃっていた前提となる部分ということになります。

本検討会は、第1回の資料1に記載しておりますが、名古屋議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討することを目的とさせていただいております。関係する産業界及び学術研究分野を代表する方々でいらっしゃる委員の皆様から、それぞれの観点から国内措置のあり方についてのご意見を、環境省に対していただくために、環境省で設置したものになります。なお、関係省庁の方にはオブザーバーとして参加いただいております。各省が所管する事項に関する内容について、ご発言やご説明をいただいております。

同じく、第1回資料1には、本検討会で主に検討いただきたい事項として、提供国のABS国内法令等の遵守に関する事項、遺伝資源の利用の監視に関する事項、国内の遺伝資源のアクセスに関する事項、そして普及啓発に関する事項の四つを書いております。こうした関係から、報告書素案の構成としましても、これらの内容を軸とさせていただいております。

次に、報告書素案の構成についてご説明します。

資料2報告書素案の目次をご覧ください。ちなみに、報告書自体を素案とさせていただいておりますので、目次も素案扱いになります。この点ご留意いただければと思います。

報告書素案は、～の4章の構成とさせていただいております。中心となる内容は、これまでに論点整理表をもとにご議論いただいた内容を踏まえて、事務局としてたたき台を作成しました章になりますが、それに至る前提として、議定書の説明等の基本的な事項、事実関係に関する部分を、～章として記載させていただいております。

章では、議定書採択に至る国際的な経緯や、議定書の概要等の名古屋議定書そのものについての説明。章では、国内措置の根拠となる議定書における規定や、関連性が高い規定についての説明。章では、検討会での論点整理表をもとにしたご議論の際に、背景情報などとしてご説明いただいた、利用実態に関わるような内容や、環境省が昨年度実施したアンケート調査の結果等をもとにして書いているものになりまして、遺伝資源の主な利用形態や、遺伝資源等の利用国、提供国としての日本の現状などについて記載しております。

章は、先ほども申し上げましたとおり、これまでの検討会でのご議論をまとめる中心部分になりますので、ほかの部分よりも少し詳しく、どういうふうで作成したかということも含めて、ご説明させ

ていただきたいと思ひます。

章自体は、論点整理表で黒丸としていましたご意見と、検討会の場に意見書としてご提出いただいたものに書かれている内容のうち、論点整理表で黒に分類されるような内容を網羅するようにと心がけてつくったものになります。

白丸の意見が入っていないというご意見がありました、白丸のご意見は参考情報で、直接的な国内措置のあり方についてのご意見ではないため、事務局で取捨選択して、これは 章に入れるべき、入れないでおくべきと判断をすることは控えたいという考えから、現在の案では黒丸のご意見だけで構成させていただきます。

論点整理表をベースに作成していることから、 章の構成は、論点整理表とほぼ同じ構成になっています。1点違う点は、論点整理表では、最後に「その他」としてくくっていた部分を、この素案では、「3.普及啓発及び利用者支援」「4.その他」と、二つの節に分割しております。

素案を記載するときのこちらの方針についてですが、論点整理表や意見書で同様の趣旨と思われるご意見については一つにまとめたり、文意をわかりやすくするという観点から、議事録も参照しつつ、主語や目的語を補ったり、論点整理表ではできるだけ議事録をそのまま反映した形をとりたいという観点から、話し言葉のようなものも含まれていたのですが、そういったものを、ご意見の趣旨は変えないように留意して表現を変更したりしております。

記載ぶりについては、委員間でご意見が一致していて、一つの方向が示されていると思われるものについては、文末を「～されるべき」といった断定するような形で記載しておりまして、複数のご意見があった論点については、その複数のご意見を併記した上で、「両者について検討されるべき」などの文末にして、断定しない、少し緩やかな表現としています。

なお、報告書には、今ご説明しました ～ 章の内容に加えまして、タイトルの次に前書きを置くことと、添付資料をつけることを考えております。前書きについては、この検討会の位置づけや、この報告書の性質を書くことを考えていますが、その内容の案については、今回と次回検討会のご議論を踏まえて、次々回の第14回にお示ししたいと考えております。

添付資料については、これまでに検討会会場で配布いただいた、もしくは、こちらから配布した資料などで、報告書をわかりやすくする観点から、必要と思われるものについては適宜添付していくということを考えています。

続いて、報告書素案についての議論の進め方についてご説明します。

進め方としましては、～ 章までの内容が、第9回までにこちらから配布させていただいていた内容 説明はまだしていませんでしたが と概ね同じ内容となっていることもありまして、 章、 章、 章と前から順にご議論いただきたいと考えております。

本日の進行の目安ですけれども、事務局としましては、できれば 章に少し入ったところまでご議論を進めていただければと考えている次第です。

なお、～ 章の内容については、事務局としましては、主に事実関係の記載としたつもりですけれども、不足や修正が必要な内容についてご意見をいただければと考えています。また、 章については、現在の記載内容についてのご意見 論点整理表で黒丸だったものがちゃんと反映されていない、この表現ぶりだと自分の意図していたことと違う、といったご意見 はもちろんのこと、論点整理表で白丸となっているご意見で、報告書素案にも盛り込むべきというものについても、ご意見をいただければと思ひます。また、何人かの方には当日ご欠席ということで意見書を用意していただいたことがあったのですが、そうした意見書の内容については、これまで検討会場でご説明いただけていないというこ

ともありますので、必要であれば、補足していただければと思います。

なお、論点整理表には、オブザーバーである関係省庁のご意見をこれまで掲載してきておりませんが、報告書においては、各省が所管する制度に関する事実関係や留意事項については適宜反映していく必要があるかと考えています。

最後に、今回の後の進め方と全体的なスケジュールについてご説明したいと思います。

今回のご議論を踏まえて、事務局では、今回のご議論を踏まえた修正を行った報告書の修正案を今月末までに作成し、次回第 13 回までの間に委員の皆様方に電子データでお送りして、内容のご確認とご意見の提出をお願いしたいと考えております。

今回ご議論いただくわけですが、今回が報告書素案について初めて議論いただく機会になり、もともと内容を確認されていたものではないということもありますので、今回終了後から次回第 13 回までの間に意見出しなどをお願いする報告書素案の対象としては、この報告書全体とさせていただきます。今日、議論が一通り終わったところについても、意見出しは可能ということにしたいと考えておりますので、あらかじめ念頭に置いていただければと思います。

全体的なスケジュールについては、環境省としては、今年度中に報告書を取りまとめたいと考えています。議論の進み方にもよりますが、今年度中に報告書を取りまとめたいだけのようにと逆算しますと、今回を含めて 3 回程度検討会を開催した上で、年内にパブリックコメントを実施し、年明けの回でパブリックコメントの結果について事務局からご報告させていただいて、そのパブコメの結果を踏まえて、報告書案の見直しをする必要があるのかどうかというご検討をいただいた上で、報告書の取りまとめとしていただければと考えております。

長くなりましたが、以上です。

磯崎座長 ありがとうございます。報告書案の位置づけ、それから、先ほどから既に議論がされていたところですが、黒丸とか白丸の話とかも既に今入っていました。それから、構成、目次も含めて対象として議論をしてほしいという説明、それから、大枠のスケジュールとして今年度内、来年の 2 月とか 3 月とかですが、それまでにこの検討会としての報告書がまとめられるということを目指している、という説明がありました。

この進め方、それから報告書案の位置づけなどですが、これについてのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

炭田委員 一つ目ですが、委員の提出した意見書はそのままの形で報告書に含めるとご回答いただきました。現在の目次案の中に委員の意見書という項目はまだありませんが、報告書に入れるということですね。先ほど言われた添付資料とは別ですね。

中澤補佐 報告書は、主な中身と、その参考資料として、添付資料をつけるということで考えています。前に炭田委員からあった議定書の構造の資料ですとか、委員からの意見書はその中につけることで考えています。

炭田委員 二つ目ですが、議定書を理解しやすくするために、委員からポンチ絵とか、いろいろな参考資料が提出されましたが、それも添付資料で入れることは大変、有用だと思います。ただし、それは意見書と同列ではなく、意見書は報告書の中で独立した位置づけをしていただくことを確認したいのですが。

堀上室長 添付資料としてつけるわけですが、意見書は意見書としてつけた上で、参考資料として、そういうポンチ絵や何かを並べるという形にしたいと思います。

炭田委員 意見書は一冊の製本した報告書本体の中に位置づけられるということですね。

堀上室長 全体として一つの報告書という扱いをします。

炭田委員 製本するということですね。

堀上室長 はい。

炭田委員 わかりました。三つ目ですが、辻田係長が説明されたように素案を順次、チャプターごとに説明されて、委員がコメントをすることになるのだと思いますが、念のため確認させていただきます。素案の 、 、 と順番に進み、途中で区切りがつくところでコメントする。各委員は意見というよりは印象を述べる。そういう順番で一巡した後で、委員がこの素案の 、 、 を検討会の対象として採用すべきか、否かを議論する、という位置づけをしてから、始めるべきだと思います。

堀上室長 事務局として、こういうふうにはいかがかということでご説明を申し上げたということですので、そこは座長の進行にお任せしたいと思います。

磯崎座長 そのほか、資料2、報告書案の取り扱い、それから進め方ですが、いかがですか。

寺田委員 私としては、この報告書案については、先ほどのお話からして、がこの検討会の検討内容なので、順番としては をまず検討して、時間があつたら 、 、 というのをやったら、時間も、あと3回しかないわけですよ。それから考えると、重要な をやったらどうかと思うのですが、順番どおりにやるべきなのでしょうか。

磯崎座長 番からということなんですけど、これは事務局はどうですか。

堀上室長 そういうご意見で皆さんよろしければ。

磯崎座長 こだわらないと。

小原委員 どこからでも構わないんですけども、ちょっと私、後から入ってきたものでよくわからないところがございますけども、先ほど、名古屋議定書早期批准に向けて、国内措置のあり方ということで、それが目的だと思いますが、一方で、いろんな議論があつたように、国内措置をあまりいいかげんなものとする、と、学術研究・産業にとって非常に困ることがあると。その実態がまだよくわかっていないし、大体相手がどうするかもわかっていないところで、非常に難しいところがあります。

それ以前に、炭田委員の昔話を聞いていますと、ここに書いてあることを見ると、名古屋議定書そのものが本当に我が国の国益を考えてここに来ているのか。いや、そうじゃなくて、違う理由があつてもいいと思うんですけども、どうなんだろうかということ非常に不審に思います。相手のあることから、勝手にはできないとしても、これは国際交渉ですから、いろんな理由があつて今ここに来ているんだと思いますが、最初のほうの名古屋議定書そのもので、これは批准に値するのかどうかということまでやり出すと越権だと思いますけれども、本当に議定書をやること自身が国にとってメリットがあるのか。それがどのくらいあつて、デメリットがどのくらいあるのかということ、ある程度共通認識を持たないと先へ進めないような気がするんですけども、これはもうできているのでしょうか。これは国際的にやらないといかんのだと。やったほうがいいのかという意見も当然あると思いますが、そうじゃない意見がものすごくあつて。これはもう大前提なんですか、突っ走るということは。

磯崎座長 それは、この報告書素案の2ページの真ん中辺の3で、後で議論で取り上げます。

小原委員 ええ、そうなんですけど、これを読んでも、あまりにも実態を見ていないというふうに思いますので。

磯崎座長 はい。それについては、そのときに意見を出していただきたいのです。要するに、今、進め方と報告書の位置づけについて伺っています。

小原委員 進め方を、 からやるというふうなことをおっしゃったので、それはそれでも構わないんですけど、どっちみち全部やらないといけなから。その前に、私、非常に不審に思っているのは、そ

という前提の議論が、過去の6回ぐらいのところでもあまり行われてないなというふうに思いましたので、ぜひどこかでちゃんとやっていただきたいということです。

磯崎座長 はい、わかります。要するに、番からやる場合であっても、この現在の素案の2ページの真ん中の3番については、重点を置いて取り上げるという、そういう趣旨ですね。

小原委員 そうなんですけども、その議論、理解によっては、も変質してくる可能性が実はあると思っていて、極論を言えばですよ、批准するなということになったら、は意味がないわけですね。いろんなものの扱い方だって、基本的な考え方を私たちは示さないといけないわけですから、そのときには、名古屋議定書に関するスタンスといいますか、考え方、メリット、デメリット、広く考えた上でやらないといけないと思いますので、ぜひそれは時間をつくっていただきたい。

磯崎座長 ということは、をやる前に、この、をやらないといけないという提案ですね。

小原委員 私はそう思います。

磯崎座長 そのほか、いかがでしょうか。

吉田委員 章が、議論が時間がかかるので 章に時間をかけようということは、私は賛同します。ただ、今日は ~ をやるということで伺っていたので、それについて言おうかなと思っていたこともあるので、まあ、 ~ については事実関係なので、やり方としては、事実関係で、これは違うんじゃないかというのがあれば、それを次回までに言ってもらおうというようなやり方で進めてもいいような気がしますけれども、今日言おうと思っていた部分についてぐらいは、短時間でもいいから委員から出してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

炭田委員 私もおそらく今日は まではいかないと思っていましたので、精読していないのです。今日は印象を述べる程度にしか準備ができていないと思います。

藤井委員 この素案を読ませていただいて、本当にざっくりとした感想的な話なんですけども、我々の議論してきた 番目の項目というのは、全体の半分なわけですよ。ボリューム的には、 番だけで非常に時間がかかってきた。 、 、 はやってみたらそんなに時間がかからないのかもしれないけれども、本当に終わるのかなというのをすごく感じたんですね。

我々にとって一番重要なのはやっぱり 番なので、場合によっては、 、 、 というものを、ある程度議論してみた感触でもって判断する必要があるのかもしれないけれども、 、 、 のような内容は、やはりパブコメ等をする場合には、読まれる方の理解のために必要だろうと思う一方で、我々委員として十分な検討をする時間がないというような事態になりかねないのであれば、切り離して、我々委員会の報告は、基本的に だけというようなこともちょっと念頭に置かせていただいていいんじゃないかなというふうに感じております。

鈴木委員 この委員会に参加させていただいて、日本の人たちがいかに適切に世界の生物資源、日本の生物資源を使っていくかということを目指した場合に、この検討会の成果をどういうふうにまとめるかということになるかと思うのですが、自分はパブコメは大変重要だと思います。つまり、全く第三者の人たちが、我々の検討会の成果をどう評価するかといったときに、 、 、 という前提のもとに我々が出してきたという見せ方をする必要があります。その全体のロジックやバックとなっているものが適切かどうかを彼らが見て、それでその人たちが見たものに対して、我々は適切に判断しているのか、この条件は出していないじゃないか、または、これに対してこの意見が足りないじゃないかというコメントが出てくるためには、いかに適切な前提情報を提供する必要があり、 、 、 と というのはセットになって大事ではないかと思うのです。

ですから、今、 からと、もちろん を中心にこれから議論をさせていただきたいと思いますが、そ

の都度、横に 、 、 を置いておいて、この を出すために出ている前提が、説明が足りないとかいうのを常に見ながら、 、 、 を構成していく必要があります。それで、 だけで行くと、皆さんが、既に本当に多様性条約の前提をご存じの専門家のパブコメが来るかもしれないけども、もうちょっと主観的に出してくるパブコメに対しては、我々は答えきれないんじゃないかと思しますので、やっぱり 、 、 と というセットでパブコメを行って、そのかわり、我々委員がそれぞれの分野や経験からの出してくる への意見というのは、当然一つにまとめるものではないままパブコメに行くと思いますけど、 、 、 に関しては、目いっぱい、むしろコンセンサスを得たものを出して、それを前提とした 絶対というのは無理かと思うんですが、解釈があると思ひますけど、でも、ぎりぎり客観的なものを 、 、 、そして委員の、ある意味、主観的なというか、それぞれの立場で、多分寺田さんと私は全然バックが違うので、違うことを言ってきていいと思うんですが、それを外の人たちがどういうふうに見てくるか。一本にしるとか、ちゃんとそれぞれの分野で日本はこうなさいというのがあるといいなと思うんですけれども、そんなような状況に今自分は理解しています。

小幡委員 私は、 は本当にたくさん議論しましたけれども、やっぱり 、 、 があっての です。ので、順番どおり、 、 、それで になると意見がいろいろ出てくる展開があるかもしれないですし、 に関しても、本当にそうかなというところもありますけども、やはり前提は 、 、 、それで はたくさん議論しましたということだと思ひますので、 も大事ですけど、 、 、 からやりましょうというのが私の意見です。

炭田委員 「歴史は繰り返す」という思ひです。5月21日の第7回検討会の時も非常に似た状況で議論があった。「検討会報告書骨子案」と「今後の進め方について」という資料が出て今後のスケジュール案が示された。次の回から、2回ぐらいかけて報告書案の検討をし、次にパブリックコメントをやって、報告書のとりまとめをするという案でした。そのとき議論がかなり白熱しました。委員の方々は各種の資料から見て、その時点では共通理解が達成されていないということ非常に懸念しました。共通理解に達していないのに、スケジュールが先にあって報告書をいついつまでにとりまとめる、という話であった。委員からは、そのスケジュールで行くとするならば報告書は中間報告書という形にすべきである、という議論になった。それはまだ意見書の中に生きています。

今日の検討会の性格は第7回検討会に非常に似ている。つまり、今回、事務局から報告書素案の提示があり、あと2回ぐらいかけて報告書素案を検討して、次にパブリックコメントをやり、来年の初めぐらいにとりまとめると。

報告書素案の 、 、 はこれから初めて議論しようとするのです。私も読んでみて、これはかなり時間かかるのではないかと思ひました。つまり、名古屋議定書採択に至るまでにいろいろな経緯があった。ですが、それらの経緯に関して事務局と委員とに共通理解がない。共通理解がないと、議定書の批准とか、国内措置にどう対処するのが日本にとって一番ふさわしいのか、という点で意見が収斂しないだろう。そのため、 、 、 の議論の進捗について私は楽観視していません。

それからもう一点、パブリックコメントと本検討会の議論とをリンクさせるという考え方が、今までの私の理解と論理的に整合しないのです。つまり、この検討会は委員の意見を自然環境局長に提出するのがミッションです。パブリックコメントは検討会の外の意見です。パブリックコメントを環境省事業として行い、環境省の文書として出されることには何の問題もない。しかし、この検討会の議論の進捗速度をパブリックコメントの時期にあわせようとするのは論理的にはリンクしないはず。だから、そこが私には理解できない。環境省には、こういうスケジュールで進んでほしいという希望はあるかもしれない。しかし、それを検討会に無理強いすべきでない。パブリックコメントのために検討会の議論

をいいかげんなところで終わりにしたら国の方向を誤る、と私は懸念します。

さらに、報告書とりまとめをしゃにむに何回後に決めようするのは、第7回で起こった議論の歴史を繰り返すことになる。当時、委員との議論の結果、第7回(5月)以降、6月、7月、8月、9月とすでに4回、論点整理表に集中してやってきた。それでもまだ議論はある。今回も同じことを、素案の、
、
、
でやれば、5カ月、6カ月はかかるだろうと過去の経験は教えます。

だから、
、
、
をオーバービューするのはいいのですが、先にスケジュールありきにしよ
うとすると、報告書は中間報告書とし、またラウンドを改めてやりましょうという議論になりかねない。
歴史は繰り返すかもしれません。

鈴木委員 自分はパブコメを重視していると言ったのは、パブコメはあくまで我々に対して環境省さんから情報を提供していただいて、あくまでこれの報告書は委員会から出すことなので、それに対してパブコメは並列に出てくるとは思っていませんし、我々の一回まとめたものに対して、むしろ足りなかったことや、こういうふう理解が足りないのか、じゃここをもう少ししっかり書かなきゃとか、または、この部分に対する議論というか、ここの部分は見落としていたというのをただ補うくらいの理解と
いうか、そういう考え方でパブコメを位置づけて、さっきおっしゃっていたのも、パブコメの情報が1月ぐらいに来て、それをここでもう一回議論し直して、報告書の補足や訂正をして出すというような位置づけで理解していますけど、どうでしょうか。

磯崎座長 その点はこれまでも何回か反映されているんですが、この委員会のメンバー以外の方々から、外部委員として何回か意見を聞いているのもその一つです。それから、事務局で関連する、この委員会には代表を送っていない、そういうところで意見聴取をしたりというのもその一つです。そうした、この委員会に直接意見反映がされていない人々を、パブリックコメントの場合は日本国民全部を対象にして、意見分布や考え方を情報収集するというのが趣旨ですので、今、鈴木さんが言われたように、この委員会としてできるだけ広く一般の人たちを含めて情報収集をして、報告書をまとめるという、そのプロセスの一環として位置づけられていると思います。

そのほか、どうでしょうか。

丸山委員 まだざっくりとしか読んでいないのであれなんですけれども、ちょっと読んだ感じで、一つ印象を持っておりますのは、この委員会で検討した内容がどこの部分で、それ以外の部分、例えば事務局が検討をした部分、あるいは外部から持ってきた情報はどの部分というのが、ちょっとわかりにくいような構成になっているのではないかと思います。

一番最初に事務局からご説明がありましたように、そもそもこの委員会はどういう理由で成立した委員会で、何を目的にしたのかということも、どうもこれを見ると書かれておりませんし、まず、委員会の成り立ち、それから委員会の目的、それから委員会で検討すべきこと、それから事務局が事前に用意したこと、それから外部から持ってきた意見、そういったものがわかるような形で表現していただければなと思います。その上で、委員会で検討した内容について、どういった点を検討したのかと。

それで、第 章につきましても、何が決まっていて、どこが合意していて、どこで意見が分かっていたのかというのが、ちょっとわかりにくい表現の仕方になっているように思います。このままの状態
で第 章を検討すると、結局、論点整理をもう一回やり直すことにもなりかねないんじゃないかと思
いますので、もう少しその部分がわかるような書き方にいただければ、議論の仕方というものが
もう少し効率的に行われるのではないかと、そのような印象を持っております。

磯崎座長 前半のところは、さっき説明がありましたように、この委員会の成り立ちや、この委員会の議論とか、その中身とかについては、報告書の前、前文的なものでまとめるということでしたので、

それをまとめるときに、今の意見を参考にしておいてください。

それから、後半のところ、一番最後のところですが、これも辻田さんから説明があったように、「～されるべき」という言葉遣いと、これこれがあって、それについて検討をすべきという、言葉の分け方で書いているのですが、それでは必ずしもはっきり伝わらないという場合は、章について議論する際に、そのような書き方についても指摘をしていただければと思います。

経済産業省 先ほど、パブリックコメントについての議論について、大変興味深くお伺いしていたところでございますけれども、これまでの検討会での議論を聞いておりましたところ、対象範囲ですとか、あと、遺伝資源の定義等がはっきりしていない中で、一体どなたを主体にパブコメをするのか。国民一般というふうなお話が先ほどございましたけれども、当事者意識がある、なしで、報告書のあり方というのは全く変わってくるかと思しますので、ぜひ、どういう方を対象にパブコメを考えるのか、あるいはどういう方から情報収集をするのかということについて、綿密なご議論をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

磯崎座長 そのほか、いかがですか。最初に確認しなければいけないのが、報告書の審議の進め方なのですが、切り離して、からという意見もあったのですが、全体的には、～と～が切り離せないということもあって、その～、それから、目次の立て方のところも含めてですが、この形で行ったほうが良いという意見が多いようなんですが、それでよろしいでしょうか。

炭田委員 この報告書は、検討会委員から局長に提出する報告書です。局長が今後の政策上のプロセスで使われる。だから報告書の内容は、政策上あるいは行政上の議論の参考資料として耐え得るクオリティを持たないといけない。先ほどパブコメの話題が入ってきましたが、パブコメの前提として、不特定多数の人にもわかりやすくしないとダメとすれば、説明のレベルが局長に提出する報告書とは変わってくる。一つの報告書で両方を兼ねようとするとう無理が生じると思う。

パブコメ用としては、もっとわかりやすい普及啓発用の資料を使うことも出来る。この報告書の前段の議論を、議定書批准の意義は何か等に関する相当上級の行政レベル、あるいはそれより上の政治家レベルの説明に使うのなら、パブコメ用のものとは違うと思います。

堀上室長 パブコメについてどういうふうにしていくかというのは、先ほど鈴木委員からもお話があった、性格としてはそのとおりだと思います。この委員会というよりは、環境省としてパブリックコメントをやる。そのときのよりどころとなる資料として報告書を使うということでありましてけれども、この段階で国民に開かれた議論を促すという意味でも、やらなきゃいけないとは思いますが、どういうふうの説明をするのかということでは、確かにこの報告書だけで足りないところもあるかもしれないので、そこをどういうふうにするかは環境省の問題だとは思いますが、ただ、お示しするものの一つとして、この報告書は核になるものであることは間違いないと思います。

検討会について、こういう状況ですよということをお示しするのは必要だと思っていますので、ちょっとどういうふうにするかというのは、環境省のほうでもう少し考えたいと思いますが、性格としては、そういう性格のものであるというふうにご理解いただきたいと思います。

鈴木委員 昔、自分が思っていたパブコメは、前にもちょっと申し上げましたけども、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)のときには、法律の原案のようなものを見て、これに対して、自分たちのいわゆる業務、研究なんかはどう支障があるか、みたいな人に対するパブコメ、よくある一番普通のパターンですよね。だけど今回は、我々は何の権限もあるわけじゃないけど、でも、目いっぱい情報や意見を述べている中に、そういうパブコメの人たちが賛同する、反対する、さらに条件、意見を付加してもらおうためのよう理解をしていますので、ある意味、本当にストレート

に、昔、そういう法律や何かをやる最後のパブコメとは違っていると思っております。

磯崎座長 そのほか、進め方の点では、よろしいでしょうか。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、報告書案の、それから全体の構成についても意見があれば、この時点でと思います。

ただ、そこへ入る前に、ここで 10 分ほど休憩で、休憩後、と全体の目次について入ることにいたします。

(午後 2 時 3 9 分 休憩)

(午後 2 時 4 9 分 再開)

磯崎座長 再開いたします。

そうしましたら、最初ですが、現在出されている ~ という構成で、先ほども ~ と、それについての意見が出されていたところですが、この構成、それからそれぞれの項目、特に ~ の取り扱いについてご意見がありましたらお願いいたします。

炭田委員 中身の印象や感想ではなくて。

磯崎座長 はい。中身ではなくて、この ~ をどのように取り扱うかということです。実は、さっきの議論の中で、何人かの方からそれに関わるような意見も、資料としての扱いという意見も一部出ていましたけれども。

堀上室長 一応、ざっとこちらからそれぞれ説明をさせていただいて、それについて何か、構成のことも含めてご意見というか、ご感想でもいいのですけれども、まず全体を見ていただいたほうがいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

磯崎座長 どうでしょうか。全体というのは、~ 全てについてということですか。

堀上室長 それぞれざっと説明をさせていただいて、それぞれに、皆さん、一回見た上での何かご意見をいただければと思います。

磯崎座長 ほかになければ。はい。それではそのような形で。

では、まず事務局から全体の概略をお願いいたします。

辻田係長 全体というお話でしたけれども、結構なボリュームがありますので、章ごとにさせていただきます。

では、まず第 1 章の 1 ページをご覧ください。

第 1 章は、1 としまして「議定書採択の経緯」を書いています。概要としましては、まず、条約が 1992 年に採択されて、1993 年に発効したこと。その条約には、第 3 の目的として、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が掲げられていること。

条約においては、基本的な ABS に関するルールも規定されましたが、条約の発効後も、遺伝資源の利用から生ずる利益の移転が不十分というような指摘もあり、検討が進められた結果、ボン・ガイドラインが 2002 年の第 6 回締約国会議 (COP6) で採択されたこと。

しかし、その後も、途上国を中心として、法的拘束力のある制度が必要であるという主張がなされたため、交渉が再開され、結果としては、2010 年に名古屋で開催された COP10 で名古屋議定書が採択されたこと、というような内容を書いております。

2 の「議定書の概要」では、まず議定書の目的として、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分と、これによる生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献が規定されているということ。

また、ABS については、先ほども申し上げましたが、条約で基本的なルールが定められており、提供

国は自国の天然資源に対して主権的権利を有するという。その提供国が、別段の決定を行う場合を除いて、その資源へのアクセスには、その提供国の PIC を必要とすること。利益配分は MAT に基づいて行うこと、が規定されているということ。

議定書で規定されたこととしましては、提供国に対しては、PIC を出す根拠となる ABS に関する国内法令について、法的な確実性、明確性、透明性を与えることなどが求められたということ。利用国に対しては、提供国の法令に従って PIC により取得され MAT が設定されている遺伝資源が自国の管轄内で利用されるように必要な措置をとること、などが求められていること。その他、議定書の主要な規定について記載しています。

3 の「議定書の締結の意義」については、として、議定書が掲げる目的の達成への貢献としています。議定書の第 1 条では、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分と、それによる生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献が掲げられていまして、この目的の達成に貢献するという。また、提供国と利用国の双方にとって有益な ABS に関するルールの明確化によって、遺伝資源の利用の一層の促進に資するという。

として、海外の遺伝資源等を利用する国内の産業、研究活動への貢献としています。国内措置を実施することによって、日本の利用者が他の締約国から信頼を得て、遺伝資源等を円滑に取得できるようになり、海外の遺伝資源を利用する国内の産業及び研究活動の進展に資するという。

として、国際社会における責任の履行としておりまして、生物多様性条約の締約国として、また、議定書の採択に当たり重要な役割を果たした COP10 議長国として、国際社会において期待されている責任を果たす、ということを記載しています。

4 の「議定書の締結状況」については、現時点ではということになりますが、現在 20 カ国が議定書を締結しているということと、平成 23 年 2 月 2 日から 1 年間の署名開放期間中に、我が国を含む 91 カ国と EU が署名をした、ということに記載しています。

5 では、議定書の締結に向けた主要先進国の動向について記載しておりまして、主に、EU、デンマーク、スイス、ノルウェーの国内措置の検討状況等について記載しております。ただ、こちらについても刻々と状況は変わっていくものですので、一部、情報を確認次第、追記というような扱いとさせていただいています。

章はこうした構成になっております。

磯崎座長 今、章の概略ですが、これについて、最初 1 番、2 番は歴史的な経緯と議定書の主要条文についてということで、評価とか意見、その他を含まない形で書かれていて、3 番は評価が入っています。それから、4 番、5 番も事実の確認という書き方なんですが、中に途中で評価の部分が入っているということが、先ほど小原さんから指摘がありましたこの 3 番の意義については、この委員会として具体的な議論が必要ということなんですが、その位置づけも含めて、この について、今ざっと見て、いかがでしょうか。

小原委員 1 番の経緯で、これは歴史的だから、このとおりだと思うんですが、いろんな話を聞くと、決してこれは交渉では合意になっていなくて、最後の日に決まったというふうに聞いておりますけども、そのこと自身は置くとしても、今回は国内措置をどうするかという基本的な考え方を議論する場ですから、要するに、こういうのを交渉する場合というのは、学術にしる産業にしる研究開発にしる、いろんな影響というのは、当然、考慮されていると思うんですね。だから、いろんなところがなかなか合意できなかったと思うんですけども、例えば、今、私たちは学術、非商業利用に関して何とかしてほしいということをおっしゃっておりますけども、当然、そういうことも我が国としては主張されたと思うんですが、

そういうことは、こう言うは何ですが、最終的な合意点が玉虫色になっていると思うんですが、この後いろんな条文に基づいて議論がなされておりましたけども、例えば非商業利用のことに関しては、日本は主張したと思うんですが、合意するに当たって、どういうところにそれが書き込まれていると読むべきなのか。そういうところは知っておきたいと思うんですが、今ちょっとここでやることではないのかもしれませんが、そういう経緯に関しては、ざっと見たらこうなんでしょうけども、要するにそれがどういう形で書き込まれているのかというのは、委員、あるいは環境省の中では合意ができておるのでしょうか。

それがあれば、ここはここまで読めるんだとか、座長がおっしゃったように、幅ということがわかるのですが、それなしだと、文言どおり生真面目に読めば、非常に厳しいことになってくるし、そうじゃなくて、こういうものは主張としてのぶつかり合いですから、こう読めばいいんだということも多々あると思うんですね。そのあたりを、この経緯には書けないのかもしれないけれども、全員がこれを合意されておるのでしょうか。

磯崎座長 というのは、この経緯の中に、交渉過程の具体的な対立要素も書け、書くべきであると。

小原委員 どう表現するのは別なんですけど、結局、今ここで問題になっているのは、産業にしる、研究開発にしる、学術にしる、多分主張されたと思うんですよ、担当の方々は、それが100%、もちろん満たされているとは思わないけれども、日本としてはこういうことを主張して、結果的に今の条文が全てですから、そうなっているんだけど、ここはこうやったんだよということが知りたいと思うんですけどね。それが全くないと、後々、国内措置をつくることでも、幅の相場感というのがつかめないし、というふうに思ったので。

磯崎座長 おそらく、この1番は、グローバルな観点で、条約、それからABSの位置づけと、それからヨハネスブルグ会議で、生物多様性条約の中でどのように決まったかという、そこだけを抜き出してきています。その名古屋議定書、あるいはその前段階から、今触れられたようなポイントは、このことだけではなくて、非常に多くのポイントで、各国がそれぞれの主張を繰り返してきているんですが、そこまで書く必要があるかどうかなんですけど、どうでしょうかね。

この1番のところをそれを書いてしまうと、ほかの論点、あるいは日本以外の国がどのような主張をしていてという、それも書かないと、なぜ現在の議定書になっているかにつながってこなくなるので、もしかすると、この場所ではないところなのかもしれないですが。

小原委員 今のことは、もちろん、多分大変なことになりますから、ここに書けと言っているのではないんですけど、ほかに見当たらないので、ここで発言させていただいたということです。

私が言いたいのは、共通理解があるのかどうかということに期待したので、あるのだったら書けるはずですし、ということなので。

炭田委員 今言われたテーマの参考書があります。一つは、磯崎先生他共著による単行本「生物遺伝資源へのアクセスと利益配分 - 生物多様性条約の課題」(信山社 2010年)です。もう一つは、「生物多様性条約アクセスと利益配分に関するアーカイブ(1991年-2011年) 名古屋議定書採択に至るまでの会議の変遷」(財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所)です。後者は交渉会議に日本 делеガ ションの一員として参加した人達がCOP1から順を追って会議の経過を書いています。

小原委員 私が申し上げたいのは、この国内措置を考えざるを得ないとしたら、考えるんだけど、そのときの基本的な考え方とときに、国益というのが必要だと思うんです。それが、どういうふうに主張されて今の状態になっているのかということが、やはり必要かなと思っているんです。

炭田委員 私も議定書採択の経緯をどういう視点から書いたのかなと思いながら読みました。私は、

素案の目玉は第 4 章だから、その前段になるような視点から書くのが一番役に立つと思います。

先進国と途上国の間には最初から大きな対立点があった。途上国は「先進国がバイオパイラシーをしている」と主張した。先進国側はその根拠を示すべきと主張したが、途上国は示せなかった。

途上国側は、国内法があっても利用者に遺伝資源を不法に国外へ持ち出されたら国内法は効力を持たない。故に、利用国は ABS 遵守措置を作るべきと主張した。双方の水掛け論が続いた後、EU が ABS 国際標準の策定という打開案を提案した。全加盟国の合意により ABS 国際標準を作るならば、EU は域内の遺伝資源利用者に ABS 国際標準を遵守させるための国内措置を検討することは可能である、というものであった。先進国側には筋の通った提案と思われたが途上国の強硬派が拒否し、ABS 国際標準という言葉は消えた。しかし、そのコンセプトが修正され別の形で交渉文書の中に残ることになる。

COP10 期間中も交渉が続いたが、最終日前日の深夜という期限が来ても合意に達しなかった。COP10 議長の指示に基づき、深夜から夜明けまでの間に少人数の関係者により議長テキストが作成されたと伝えられる。早朝から議長テキストに関する非公式閣僚級協議が行われた後、議長テキストは夜に COP10 全体会合にかけられ、文言の交渉を行うことなく名古屋議定書として採択された。

議定書の特徴は南北の対立点を玉虫色の表現により曖昧化したことである。その典型的な例が第 17 条である。他の条項では通常、shall が使われるが、第 17 条では shall 以外に would、will、should 等を使って意味を曖昧化すると共に、加盟国による裁量の余地を確保する「適宜、」という文言を随所に挿入した。日本ではこれらの曖昧表現が国内措置の議論を難しくしている原因となっている。第 17 条の日本語仮訳では would、will、should が shall と同一の日本語文言に訳された。これは議定書の英語原文よりも厳しい義務を日本自身に義務づけることになる。そうすると、日本の産業界や学术界、特に、学界の研究者や中小零細企業が国内措置の悪影響の犠牲になることが懸念される。このような日本国内の特殊事情が原因となり、議定書が意図していない過剰規制を、政府自らが自国民に課するという結果になる可能性がある。「経緯」はこのような流れに触れていない。

磯崎座長 どうでしょうか。1 のところで、交渉の具体的な項目、それに関する各国の意見まで書く必要があるかどうかということなんです。第 2 段落で、途上国からの主張ということだけがここで記されているという指摘はあったので、例えばここで、先進国側、産業界等の主張を書いて、そのためなかなか合意ができなかったというような、そういう流れですね。

それで、ボン・ガイドラインの話が出てきて、もし必要であれば、ボン・ガイドラインが合意できた、そのときに途上国と先進国の主張で、どのような妥協があってボン・ガイドラインへという流れが、もし必要であれば、そういうそれぞれの立場を整理すればいいのか。

それから、3 段落目で、ヨハネスブルグ会議で途上国側の主張が押し切られる形で採択されていますが、この場合も法的拘束力のある文書の必要性に対して、先進国側が、いや、そうではないと主張していたこととか。その辺を入れるので、それぞれの各国具体的な項目ではなくて、先進国、開発途上国という大きなくりでの ABS に関する基本的な立場の違い、それを書き込むことで解消できるかどうかですね。

あと、一番最後の段落との関係で、確かにそうなんです、例えば気候変動条約で、現在も議論しています。京都メカニズムであつたり、そのもとのシステム、制度も実はほとんど同じ状況にあつて、名古屋議定書だけが実は例外ではなくて、国際条約のある意味ほとんどが、そうした、なかなか合意ができないときに、玉虫色、または、それぞれ違う意味へ広がっていくような言葉やフレーズを見つけることで最終合意をする。それから、一部のグループや諸国の意見を切り捨てる形で最終的な文書が採択されるというのは、よく、と言つてはいけませんが、よく起こることですので、名古屋議定書の場合に

特にそういうことがあって、だからこの場合は大変だということまでは、私は、行かないと思います。ABSの部会に対して合意努力が求められていた、しかし、最後まで合意はできずに、最終的に、ある意味で開発途上国側の主張をほとんど切り捨てた形で名古屋議定書を採択されてはいるんですけども、そのような異例の採択がされたという、それも客観的事実として、そのぐらいだと書いてもいいかと思いますが、どうでしょうか。

小原委員 よくわかりましたけれども、要するに玉虫色というのはいいかどうかかわからないけど、そうだとすることは認識しておかないといけないんじゃないかということです。どう読むかというのは、これは我が国の戦略に基づいて、みんなで考えていけばいいことですから、その玉虫色だという、その経緯を書かれてないと、第 4章がいいかどうかわかりませんが.....

磯崎座長 ただ、この種の文書で玉虫色であるというのは.....

小原委員 もちろんそうなんだけど、そういう非常に深い対立があったということは認識した上で、我々だって途上国のことを考えてあげないといけないわけですから、あったほうがいいんじゃないでしょうか。

磯崎座長 そのあたりだったら大丈夫だと思うんですが。

炭田委員 生物多様性条約の審議プロセスは行政官によりコンセンサス・ベースで行われる。COP10での議定書交渉は最終日の前日深夜まで続けられたが合意に達しなかった。最終日のCOP10全体会合の開始に先立って、非公式な閣僚級協議による根回しという政治家主導の手法が使われた結果、名古屋議定書が採択された。私の知る限り、この方法は生物多様性条約の歴史では異例のことです。

気候変動枠組条約のコペンハーゲン締約国会議(2009)の不本意な結果の後で、生物多様性条約COP10でも良い結果を出せなければ国連の環境に関する多国間条約の信頼性が失墜するとの強い危機感が関係者の間にあった、と聞いています。

開催地でCOP10の成功に尽力された人達には「名古屋」という地名のついた議定書が出来たことは誇らしいし、ジャーナリストももちろんそう思う。多くの日本人もそう思う。だから、素朴な気持ちから、早期に批准すべしというムードになる。しかし実務的に言えば、は議定書の中身は決着していない。詳細の議論は先延ばしにされたのです。

そのメッセージを日本の行政官に伝える必要がある。英語原文よりも相当に規制色の強い日本語仮訳を踏まえた、規制的な国内措置案にしないと批准担当の部局がうんと言わないであろう、という想定を私は理解できないのです。もし仮に、議定書を批准するためには学术界あるいは中小零細企業を犠牲にすることもやむなしとするならば、日本の国益はどこにあるのか。

名古屋議定書をこれまでに批准した国の中で、議定書の義務をきちんと満たしたABS国内法をつくった国はないのが現実だから、日本だけが突出する理由はないと思える。だから、そういうメッセージを局長に送って、政府部内に広がっていくような書き出しであるべきです。

磯崎座長 今のは、この1番の経緯のところで書くという提案か、あるいは、小原さんのように、別の観点のところでしょうか。この1の採択経緯という、この場所ではどうですか。

小原委員 私も、深い対立があった上で、玉虫色とは言いませんが、どういう表現がいいかわかりませんが、幅広い解釈ができるものになったんだということは必要だと思います、1番で。

吉田委員 私も、深い対立があったことについて書き加えることについては異論ないんですけども、こういう国際交渉についていろんな見方が、幅のある見方ができることはわかりますけれども、例えば、生物多様性条約締約国会議の中で、首相レベルの会議をやったのがここが初めてであるというのは、それは正しくないですし、その前から首脳級の会議というのはドイツの会議でもやっていますし、それで

初めてこれで政治決着したというのは、ちょっと事実と違うと思いますし、それから、先ほどから産業界と学术界を切り捨ててというお話がありましたけども、この交渉の最後のところで、途上国側の主張の、例えば大航海時代からの利益を戻せというような話、これは無茶な話だと思いますけれども、そういったものは全部切り捨ててきたわけですし、決してどこかのセクターが全部損しているということはないと思うんですね。国際交渉ですから、みんな満足はしないんですよ。でも、やっぱりどこかの、その間で折衷案をとってきたということだと思いますので、この交渉経過で、どこかのセクターが全くの損をこうむったというような書き方をするのであれば、それはちょっと間違いなので、そういった書き方はやめていただきたいなと思います。

小原委員 私は、ごまかしでも何でもいいんですけど、国際交渉そのものだから。だけど、それをやはり国内の学術にしる何にしる、損をしないというか、最悪にならないようにすべきだというのが基本方針じゃないかと思うんです。それがわかるような形で経緯を書いておかないと、何か美しいものができて、これに従えということにどうしてもなってきますね。

磯崎座長 そのほか、どうでしょうか。経緯という形でこのような形でまとめる。この関連で出された幾つかの意見は、経緯の話ではなくて、それをどう捉えるか、あるいは、それを捉えた上で、どんな国内措置をとるかの話へと実は入ってきていたのですが、その、どうするか、あるいは、どんなものにするか、国益をどう考えるかという、そこではなくて、条約が動き出してから議定書採択までの経緯をこのような形でまとめるという、その点についてどうでしょうか。

何点かもちろん指摘がありましたように、現在の文章ですと、開発途上国のこういう主張により、というのが目立って書かれていますけれども、先進国側、あるいはそのほかの立場はこうでという話であったり、それから、何度も出ている、一番最後の段落で、ワーキンググループというか、その場での合意ができなくて、最終的な政治決着というか、言葉の書き方もちょっと選んでほしいですが、最終日に議長提案として出されたものが採択されたんだということがわかるような経緯ですね。それを入れて、このような形で1番としてまとめるということですが、よろしいでしょうか。

藤井委員 賛成の意見になるんですけど、生物多様性条約じゃないんですけど、医薬品の知財関係で、こういう対立はいつも目の当たりにしていて、正直言うと、ジュネーブでは、合意しているんですけど、はっきり言うと、合意できないことに合意しているだけだというような状態が現実には続いていて、そこまではっきり書くかどうかは別として、例えば経産省あたり、特許庁さんあたりがつくってくれる文書は、我々側の意見もかなり入れて、どこまで書くかはともかく、発展途上国側の言っていることって極めて理不尽なんですね。我々が言っていることが非常に合理的なので、やっぱりそのあたりもきっちり書いた上で、この様な状況になっているということは、ぜひ書いていただきたいと思いますね。

小原委員 いわゆる域外適用ですね、これはこれだけではないのかもしれませんが、非常にアブノーマルというか、非常にびっくりするようなことですよ。これがここに適用されているということは、やっぱり非常に大きいことですから、それに基づいて国内措置を考えるというのは、本当に至難のわざだと思いますので、それも含めて、対立点というのがあって、それはやむを得ずそういう形でやったんでしょうけど、そういうものなんだということがわかるような文章にしてほしいと思います。

磯崎座長 それは2番で、ということで大丈夫ですか。

小原委員 域外適用ということをごここに書けという意味ではありませんが、そうやらざるを得なかった状況というのがあったのだということぐらいはわかるようにしたほうがいいと。

中澤補佐 交渉の経緯を俯瞰的に書くのはなかなか難しいのですが、実は5年後とか20年後しか書けないような中身もあり、炭田さんがおっしゃるような側面もあるかもしれないし、今日この場に

も、その交渉の過程で裏でいろいろ努力された方が何人もいらっしゃって、名古屋議定書の交渉は、ご存じのとおり、一つの交渉だけではなく、いろいろなところで行われ、全体の取りまとめとして、最終的にこの内容として決着しています。

日本国内で議論をしながら、産業界や遺伝研の方にも、対処方針をまとめる前段階でいろいろと意見を言っていたり、そうした過程もあって、交渉にきている。こうした流れを俯瞰的にうまく表現できるか。事務局としても難しい宿題だと思うんですけども、一方で、チャレンジしがいもあるのかなと思いますので、私どもの努力でどの程度整理できるか、考えてみたいと思います。

小原委員 そこまで言われるんだったら、ぎりぎりまで努力されて、多分その結果がどこかに、こう読めるといふような形で妥協するわけでしょう。そういうことがわかると議論がしやすいなということです。

磯崎座長 そうですね。ただ、細かいところで、炭田さんが触れたさっきの本を読んでいただくと、そのあたりは整理されているんです。そこまで詳しい報告書という形だとちょっと難しいかと思いますが、後ろの具体的な項目のところ、関連して、そのような指摘や記述もできるかと思いますので、ちょっとそこは頭に入れておいていただければと思います。

辻田係長 補足ですけれども、他国を非難するような記載というのはなかなか書きにくいものがありますので、事務局で修正案を工夫して考えさせていただいて、ご提示させていただきたいと思います。

炭田委員 ちょっとすみません。冒頭で申し上げたように、この素案はまだ議論のベースにはなっていません。ご説明に対する我々の感想というレベルで話しています。念のため。

磯崎座長 この1番、経緯の文章ですが、ここについてはよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうでしたら、次の2番で概要なんですが、ここは条文の取捨選択です。具体的に条文がどう書いているか。それを、条文そのままを書いているというような形です。可能性があるとする、ここに挙がっている条文だけではなくて、別の条文、あるいは、逆に、この条文は要らないというか、そのような見方で、どうでしょうか。

炭田委員 2点あります。1点目は、条文を入れる場合は、必ず国連公用語である英語と日本語仮訳を並べて書くようにしていただきたい。理由は国連公用語版が議論され採択されたからです。日本語仮訳版のみをベースにして議論するとミスリードするおそれがあります。

2点目は、本文の中に入れるということだけが唯一の選択肢ではない。条文を別添資料の中に入れるという選択肢もあります。これは全体を見た後での総合議論で決めればよいと思います。

磯崎座長 そのほか、この2番、いかがですか。

(なし)

磯崎座長 そうすると、おそらく、このまとめ方で、今指摘があったように、議定書全文、それから、このような形で抜き出す場合であっても、原文の英語というのをどう扱うかということなんですが、後ろに資料を、参考資料として、当然、それをつけるということも考えられます。それから文書の中で触れるときに、すぐ参照箇所がわかるような形にしておくということなど、そうした原文との照らし合わせについて考えておくという、そのような指摘で、そのほかでは、ここについてはよろしいでしょうか。

吉田委員 一つだけ。2ページの2段落目のところに、「議定書では、この他」というところに羅列してありますけど、そこに一つ加えていただきたいのは、9条の「保全及び持続可能な利用への貢献」。前回もちょっと申し上げましたけども、今どうやって利益をとるかの話になっていますが、それをどう活用するかということになってくると、その9条が非常に重要ですので、それも一つ入れておいていた

だければと思います。

小原委員 8条は、いろんな解釈があるかもしれませんが、多分文部科学省なんかは、そこに非商業利用のことの根拠的にあったと思うんですが、これは今ここで議論をすることではありませんが、多分考慮規定が重要だと思うので、触れていただきたい。

磯崎座長 そうですね。では、8条の、特に国内的なシステム、許認可制度をつくる時に考慮すべき事柄。

小原委員 いろいろ読み込めるだろうと思いますので。

磯崎座長 はい。そうしましたら、その他の項目で重要な条文が今いくつか指摘されました。それらを含めてという形で、とりあえず、1番は歴史的な経緯について、2番で、議定書の概略を条文に基づいて　ここは、さっき1番で、後半で議論されたこととも関わってくるのですが、この形にしているのは、条文を解釈したり、条文を言い換えたりすると、別の問題が生じてしまうということなので、この2番では、条文そのものを書いて、その解釈とか、考え方というのは、ここでは出さないという形で整理をしています。そういう意味で、1番と2番が、どちらかという歴史と事実について、できるだけ簡潔にまとめるというような書き方になっています。

それで、次、3番なんですが、ちょっと飛ばしてよろしいでしょうか。というのは、3番はちょっと評価とかが入ってくるからです。同じような事実を書いている項目が4番で、これが議定書の批准、締結に関する状況で、これも、ただ単に事実を書いているだけです。どのような国が署名し、どのような国が、現時点までで批准手続をとっているかということです。これは、説明がありましたように、どの時点までを書くかによるんですが、できる限り新しい情報を入れられるように努力していくということが、先ほど事務局からも説明がありました。

この4番の位置づけですが、これもこの形でよろしいでしょうか。

小原委員 批准はそうだと思いますが、その後の国内措置がまだどこにもできていないというふうに発言がありましたが、そういう状況というのは入れておいてもいいように思いますが、いかがでしょうか。

磯崎座長 ここに書き込んでしまうと、また、この項目自体が難しくなっていくので、ここはあくまでも議定書そのものを批准している国がどういう状況かに絞ってあって、それぞれの国がどういう国内対応をしているかは書いていない。

小原委員 別のところに入るといいます。

磯崎座長 はい。ということです。

炭田委員 同じことですが、どの国が批准しているか、のみを書くのはミスリーディングです。外務省のオブザーバーの方のご発言によりますと、我が国ではきちとした国内措置をつくらないと批准できない。では、これまでに批准してきた諸国は名古屋議定書の条項を満足した措置をとっているのか否かを書かないと読者には国際情勢が見えない。どこの国も国内措置を整備せずに批准したのに、日本だけが厳しい国内措置を整備しないと批准できないというのは国際的にバランスがとれていないことが浮かび上がらない。

批准した国のみを書けば、「批准した数が多くなりつつある。50カ国になったら発効する。早くしないと元議長国である日本の国際的体面を汚すことになる」というメッセージにとられるおそれがある。だから、これだけの国が批准したという事実と共に、名古屋議定書の条項を満足する国内措置をとった国はまだ存在しない、ということ併せて明記すべきです。

磯崎座長 この議定書の批准国というデータの中に、評価を含めた項目を入れてしまうと、この項目

自体が書けないということになっていきますが、その場合は、そうするとこの現在の批准状況は情報として要らないということでもよろしいでしょうか。

つまり、報告書として出すときに、一般の人であったり、読む人に、現在どの国がどれくらい批准をしているか、つまり議定書を具体的にどう運用するかの話ではなくて、議定書批准の国数、その国名という客観的なデータだけなんです、そのデータも不要という形になりますか。どうでしょうか。

現実問題なんです、個々の国が批准に当たって、それから批准の後、どのような国内措置で、具体的にどうというのを調べるのは、ほぼ難しいというか、現実的でないので、もしそれを含めて批准国それぞれがということを書くのであれば、全体を外さざるを得なくなるということかと思いますが。

小原委員 何となく、こういうのは本文になくてもいいような気がしましたけど。資料としては当然つけるとしても、多分時々刻々変わっていくでしょうから。

磯崎座長 今、指摘があったのですが、もう一つの考え方では、本文ではなくて資料として、添付資料の中ですかね、本文より後の資料部分に入れるという見解がありました。

小原さん、その場合は、客観的データだけで、各国の動向というのは含めずにということでもいいですか。

小原委員 それがあるんだったらぜひ知りたいけど、どっちみち、ないわけですからね。

磯崎座長 というのは、あることはあると思うんですけども、不十分なデータにならざるを得ないということなので、その正確性との関わりで問題が起きるかと……

小原委員 多分、これは後の議論になると思いますが、国内措置を考えると、域外適用ということ、それから双務的なこと、いろんなことがあったときに、相手がどういうふうになっているか全くわからない状況で、何かを考えないといけないということは認識しないといけないと思うんですよ。これをつくるときにですね。そういう意味で、やはり今の状況というのがどうなっているかは知りたいと思いますが、一方で、炭田委員がおっしゃったように、議定書を締結ですか、これだけがひとり歩きすると、その中身も知らないでというのは、やっぱりミスリーディングだと私は思います。後の議論を、単にバスに乗り遅れるなというふうな形での議論になってはまずいわけですし、あくまで、可能なことはやるべきだし、冷静な議論のために。

磯崎座長 今、後ろの評価が、つまり批准国の数とか、批准国の国名をどう判断するか、それをどう評価するかという話もちょっと入っていたんですが、通常、国際条約や議定書などについて情報提供をする場合に、必ずというような形で、現在、その締約国、それから批准状況がどうであるかというのは、その議定書について知りたいというときは、基本条件、基本情報の一つに通常はなっています。事務局もおそらくその観点でここにこの項目を入れていると思うのですが、この委員会では、そうした通常の情報として出したときの懸念を考えて、本文ではなくて報告書添付資料に入れるという、そのような意見が強い感じですが、いかがですか。

吉田委員 この4は、次の5の、まだ締結していないけれども、準備をしている主要先進国の動向につながってくるものなので、4を抜いてしまって、いきなり3の次に5となるのは非常に違和感があるんですよ。だから、具体的な国名を添付書類にするのは構わないと思うんですけども、25年何月何日時点で20カ国だとか、そういったような情報というのがないと、むしろおかしいというふうに思いますけど。

磯崎座長 実は、もし4が資料である場合は、5はもっと資料的なものです。つまり、先ほどからもちょっと議論になっていたのですが、名古屋議定書について、それぞれの国がどのような準備対応をしているかなんです。ここで5番が書いているのは、主要先進国、それも数カ国のことだけを書いている

ので、4と5を比べると、5のほうはもっと適切に添付資料でいい。4が動くのであれば、当然5も資料として後ろへ動かすという、おそらくそういう整理になるかと思うんですが、ほかの方々、どうでしょうか。

炭田委員 これは論点整理表でのいろいろな解析のための前段の説明のようなものだから、外してはいけないのは、現在批准している国(すべて途上国)は議定書の義務条項を満たさないまま批准している、ということです。

議定書の域外適用に関することは第15条、16条、17条に規定されていますが、各条に「均衡のとれた措置をとる」という条項がある。つまり、批准した場合、日本だけが国内遵守義務をかぶるのではなくて、他の批准国も国内遵守義務をかぶるということで均衡をとらないといけない。だから、現在批准している国はまだその措置を整備していないというメッセージは書かないと、論点整理表のセクションにつながらない気がします。

磯崎座長 既に批准している国が、まだ発効していないですけども、もし発効している場合に、遵守違反になるとは言えないと思いますので、既に批准している国は遵守ができていないとまでは、ちょっと言えないので、今のような書き方はかなり難しいと思います。

辻田係長 今の座長のご発言の補足になりますが、議定書締約国の数も日に日に増えていっている状況で、ノルウェーは議定書を締結するというようなプレスリリースを行っています。ノルウェーは、これまでに当方で得ている情報ですと、議定書を締結するために、新たな行政規則の策定等にも取り組んでいるということです。この報告書ができるまでには、ちゃんと利用国措置も提供国措置も備えた締約国が出現しているかもしれませんので、そういったことも念頭に置いていただければと思います。

磯崎座長 4と5、両方既に議論になっているのですが、ここをあわせて、いかがでしょうか。今まで出ている意見では、4についても後ろへという意見が出されています。

炭田委員 5については、パラグラフの三つ目にEU規則案のことがいろいろ書いてあり、その中に、EU規則案は「EUにおける立法措置の一形態であり」云々とあります。

EU規則案の作成に先立ち、欧州委員会が学术界や産業界にパブリック・コンサルテーションにより意見を求めた時、EUの学术界、産業界から多くの意見が提出され、それらは公開されています。

それを読んでわかることは、EU加盟国間での学術的および産業的な遺伝資源の移動に支障が出ないようにEU域内では同一ルールにしてほしい、EUの学界、産業界ともに要望していたことです。実際の運用については、両者ともガイドライン的なものを要望していた。

EU域内を対象とする法制度として、レギュレーションとディレクティブがあるが、レギュレーションを採用すればすべての加盟国で同一のルールが適用される。ディレクティブ(指令)だと各加盟国の国内事情に合わせて微調整されるから同一にはならない。

だから、ここの5で表現されていないのは、EU域内全体としての学術と産業交流の円滑さを失わないようにするために域内で同一ルールが必要であり、その解決手段がEUレギュレーションであったという側面です。EU規則案の実際の運用はdue diligenceシステムによって行われる。これはベストプラクティスを踏まえたガイドライン的な現実的制度のように思われます。それは現在、議論されている。

日本の国内措置について今後、議論されると思いますが、学術と産業への配慮という視点からもEU案を眺めるべきです。

辻田係長 質問ですが、EUの規則案は、ガイドライン的なものと抱き合わせというようなご発言がありました。EUの規則案というのは、私の理解するところでは立法措置案であって、ガイドラインというか、行政措置とは.....

中澤補佐 炭田委員がおっしゃりたかったのは、EU の産業界と学术界が、そういう要望書を出したという事実を書くということですよね。

炭田委員 EU の産業界と学术界から EU 全加盟国において同じルールにしてほしいという要望があった。遺伝資源等の円滑な流れを阻害しないためです。EU レギュレーションを採用するのはそのための解決方法であるという側面にも触れるべきと。

磯崎座長 客観的に事務局案でそれは書いてあるんですけども、立法措置の一形態であって、その全ての内容が拘束力を持ち、直接適用されるのが、このレギュレーションである、という説明があります。ただ、これは、EU 法制のことを知っている人、あるいは法律や行政や、その分野の人だと、この文章を読んだだけでわかるんですね。ただ、この文章を読んだだけでは、そのような、要するに EU の域内で差別、区別が生じないようにしてほしいという理由がある、あるいは、レギュレーションの形にすれば、EU 域内で差別が生じないという、そのためにこれをやっているというところまで読み込める人は少ないと思うので、今のような説明は入れてもいいと思います。そのように入れてもいいというのは、5 番については後ろの資料のところで扱うということだからです。もし本文で扱うときには、なぜこのレギュレーションにしているかについて、推測とか、感触とかを入れた評価を書くわけにはいかないのかと思います。最終的にディレクティブではなくてレギュレーションで採択したという客観的なこと以外書けないかと思えます。その辺の書き方と、それから、この 5 番のパートを、本文なのか、後ろなのか、連動して考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

炭田委員 産業の視点から見ると、EU の due diligence システム案はガイドラインに近いように思える。due diligence システム案の導入により、EU は学术界、産業界に対しては相当配慮している、と我々には感じられる。そういう情報を入れると有用だと思います。

磯崎座長 最初のポイントは、さっきの私が触れたところです。もう一つは、この説明文章で、網かけをしている、3 行ぐらい上で、議会と理事会も、当然、承認しないとイケないのということが書かれているところです。そのあたりに、これは寺田さんからも何度も指摘がありますが、個別の団体や業界を挙げる必要があるかどうか。あるいは、各分野からでもいいのかどうかですが、去年 10 月の EU 委員会コミッション案に対しては、さまざまな要望とか、指摘とか、反対とか、出されていて、それらを踏まえた上で、さらに EU 議会と理事会で最終的に決まるというような、そんな形で書き込めばいいのかなと思いますが、どうですか、炭田さん。

炭田委員 そうですね。そういう情報は役に立つでしょうね。普通の人にとってはややこしいプロセスだから、そう書けば親切だと思います。

磯崎座長 ほかの国と比べて、EU がちょっと丁寧になる感じがありますが、ただ、全体として影響力も大きいですし、そのような情報提供を含めた形で、正確な情報にしたらと思います。

炭田委員 日本にとって先進国の動向で一番重要な情報は、EU がどう動くか、です。ノルウェー、スイス等いろいろな国の状況は添付資料でもいいと思いますが、EU は日本の行政のあり方の上で一番参考になるから、それなりにスペースを割くと役に立つと思います。

磯崎座長 ということは、EU の部分だけは本体に入れるということですか。

炭田委員 はい。何らかの形で。

磯崎座長 そのほか、4 と 5 についていかがですか。

藤井委員 今、署名してない国で、主要な国ってどこがありますか。それと同時に、あと、署名していない理由とかをもしご存じであれば。

あと、関連して、アメリカは CBD に加盟していないって書いておくべきだと思います。今気がつい

たので、すみません。1のときに気がつけばよかったのですが。

小原委員 私も賛成です。これは条約のことですけども、そもそもアメリカがやっていなくて、それで、どうなっているんだろうというのが興味がありますし、これを説明するときには必ずそれが問題になってくると思います。

磯崎座長 署名をしていない国の情報とか、その辺、集まりますか。数字では集まると思うんですが、署名していない理由は、おそらく無理ですかね。

藤井委員 何か参考になればなと思ったんですけどね。

磯崎座長 おそらく、逆に、91ヶ国が署名しているという、それから逆算してもらおうということなんだろうと思います。

アメリカが、条約そのものに入っていないということを出して書くかどうかなんですが、条約非締約国はアメリカだけではないですけども、ただ、その中で非常に大きな国であるというので、特にアメリカを非締約国として、書くとしたら、1ページ目の1のところ、なお書きか何かで括弧の中に入れるとか、ということかなと思いますが、どうですか、ほかの方々に。

経済産業省 先ほどアメリカの話が議論になっていたということで、ちょっと我々の考え方についてご紹介させていただければと思いました。

経済産業省といたしましては、以前から実態把握というのが大変重要であるということでお話をさせていただいております。その一環として、やはり国際的な流通というものを考えてきたときに、アメリカというのは非常に重要なポイントを占めてくるのではないかとこのように考えております。そういう重要な国の動向というのを把握する、あるいは整理するということは、大変重要なことだと考えておりますので、委員の皆様方の、例えばどういう国を対象に状況を整理するかということ、慎重に検討していただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

磯崎座長 そのほか、どうでしょうか。今の生物多様性条約の締約国の数のところに、注意書きのような形で、アメリカは締約国となっていないという短い文章を入れるという、その必要性はあるとお考えですか。

小幡委員 はい。あると思います。

磯崎座長 そうしましたら、1の最初のところで、「192、EU」という、そこに注意書きのような形で、事実というレベルで記入をするという形にしたいと思います。

全体なんですが、炭田さんからは、5のうち、EU部分については、資料ではなくて本体ではないかという意見が出ていたのですが、どうでしょうか。4の位置づけ、5の位置づけ、それから5の場合、一部を違う扱いにするということなんですけども、この辺の、もう一度再確認ですが、何となく多い意見としては、4も5も後ろへ移すということだったのですが、そうではなくて、5のうちのEUだけは本体がいいという指摘ですけど、ほかの方はいかがでしょうか。

吉田委員 アメリカだけ特出しして加盟国でないことを入れるという意見が出る前は、全部添付書類にしたほうが客観的かなと思ったんですけど、入れていくのであれば、4も、特に50カ国の条約締約国の締結後90日目に発効すると、これは単に資料じゃなくて、条約の仕組みを書いていることなので、これは添付書類じゃなくて、やっぱり中に入らないとおかしいですね。そういうことを考えると、そういう国名も、そういった加盟していない国として入れるなんていう話になるのであれば、4も5も本文に残すべきだと思います。

磯崎座長 4、5ともに本文で、という意見ですが、ほかはいかがでしょう。

小原委員 もっともだと思います。つけ加えれば、先ほどちょっと議論がありましたが、やはり批准

国での国内措置がよくわからないのはわかりますけども、現時点では、それが無いということも、どこに書くのがいいのか、ちょっとわかりませんが、入れるべきじゃないかと思いますが、つり合いがとれた表現としては。

つまり、域外適用というのはものすごく重要なポイントですから、それを受けて、いろんなことを考えるときには、しかも、状況を言うというときには、やはり、その情報というのは必要かなと思います。

磯崎座長 そうすると、それは、5が主要先進国だけになっているんですが、短く、開発途上国の動向みたいなのを簡単に書くということですかね。

小原委員 各国の動向というのでもいいのかもかもしれませんね。

磯崎座長 今、吉田さん、小原さんから、4と5は本文で扱ったほうがいい、ただし、特に開発途上国において必ずしも準備対応が、というような内容の文章が書かれて、という提案ですが、そのほかの方、いかがですか。

丸山委員 本文に入れて客観性を増すということであるならば、やはり一応網羅的にやったほうがいいのかというふうに思いますが、例えば中国とか東南アジアの事例等も入れてはいかがかと思います。

小幡委員 私も同じような意見でありまして、書くのであれば、先進国だけに限らず、網羅的に書くべきだと思います。

経済産業省 先ほどから、「域外適用」という言葉が何回か発言されているようですけども、基本的に、名古屋議定書の締約国であっても、その国の法令というのは、その域内だけに適用されるものであって、名古屋議定書の特徴というのは、利用国側でも提供国側の法令が遵守されたかどうかを確実にするというような意味ですので、ちょっといろいろ「域外適用」という言葉の意味というのは、皆さん、いろいろあるかと思いますが、そういうことで、提供国側の法律がおしなべて全世界に適用されるというものではないというようなことをご理解いただければと思っております。

磯崎座長 今指摘があったのは、通常、「域外適用」という言葉で意味される生の形で、ある国の法律がほかの国でという、それそのものを意味しているのではないというのを、前回私も触れましたけれども、今指摘されたのも同じことです。

小原委員 そのことは了解しておるつもりなんですが、前に議論がありましたように、非商業利用の点ですよね。8条では、それは除外するように一応考慮すべきというふうに言っているけども、それは提供国の主権の範囲であって、提供国が、もしそれは除外しなかったら、日本としては、それは守るといえるか、対応しないといけないという意味での域外適用というふうに私は申し上げました。それはそういうことですよ。向こうの法律を、もし向こうが適用しなかったら、そもそもこちらで考える必要はないですから。

磯崎座長 そこまで一足飛びに行くのではなくて、そのような8条を考慮した上で、学術研究も区別をしない許可制度を、もしその国がとったとしたら、外国企業で、外国人で、その国で許可を得ようと思うときには、8条に反しているとは言えない。だから、当然、その区別をしていない許可制度に基づいて許可をとらないといけない。その国で許可を得て、何か条件がもついたらとしたら、それを利用する外国企業は、本国に帰っても、当然、その条件とか許可の実態については守って行動する、というのが通常です。

ただし、違反があっても、そのもとの国が外国まで追っかけてきて、「違反である」と言うような、そういうことまではしません。通常は、それができることを「域外適用」と言います。

小原委員 だから、言葉が間違っていると思うんですが、今回の問題は、例えば国際的なルールがきちっとできて、それに対して国内措置をとるということであれば、わりとわかりやすいんですが、今お

っしまったように、提供国の国内ルールによってはこちらが対応しないといけないし、それがもしなければ、そもそも対応する必要もない、という形であるのかなという意味です。

だから、やっぱり、そもそも向こうの国内法、国内措置ができていないときに、こちらの国内措置を考えるのは難しいし、時期尚早じゃないかというのが私の意見ですけども。

磯崎座長 後半のところはわかるのですが、域外適用そのものとは結びつかないですね。

小原委員 言葉の意味としてはそうですか。

磯崎座長 はい。

この4と5の位置づけで、ちょっとまた意見が変わってきているような 本文に置いたほうがよいと。ただし、先進国だけではなくて、開発途上国も含めて、全ての必要はないでしょうが、主だった大体の状況がわかるような書き方で、5番というのがあったほうが良いという、そのような整理ですが、それでよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、4と5を本文の中で、ただし、5については、ちょっと修文が必要になる。見出しも、「主要先進国」と書いているのですが、「先進国に限らず」というような、そういう形で。ただし、これは何回も出ているんですが、各国の個別の国内状況を正確に書くというのはかなり難しいので、概略的な説明で、おそらく、何人かの方から出されている、必ずしも法令整備だったり、国内措置についての準備が進んでいるわけではない、というニュアンスが伝われば良いのかなと思いますので、そのような形で4と5については整理することにしたいと思います。

一つ戻って、これがちょっと大きな課題なんですが、「議定書締結の意義」ですね。今までの1、2と4、5が、どちらかという客観的な事実、あるいは、できるだけ客観的に事実を書くということだったのに対して、この3番が評価を書いているということですので、ちょっと位置づけが違ってきます。最初に、今の4と5と同じように、位置づけの問題ですが、位置づけとしては、本文の中に置いておくという、その考えでよろしいでしょうか。

炭田委員 それぞれ委員さんの感想を述べていただいて、その後で考えたらどうですか。

磯崎座長 そうしたら、「議定書締結の意義」という、これは何度も議論が出されているところですが、いかがでしょうか。

小幡委員 口火を切らせていただきます。これ、「意義」と書いてありますけども、理想とか理念を書いてあるにすぎないように思いました。すなわち、議定書が、本当にこのように理想のように、意義があるように書いてありますけども、よくよく考えれば、これを担保する現実的な施策がなければ、反対に、大きな損害を生じることにもなりかねません。したがって、これは、 と は理想、理念であって、それを具体的にメリットがあるように、国益を生じるように、後ろで、第 章を検討したというのだったらわかるのですけれども、そういう文章になっていませんので、ここだけ突然、理想、理念があって、議定書を結べば、こういうことが自動的になるとは、誰も思っていないと思うんですけど、原案はそうにしか読めません。ですから、その辺を明確にすべきだと思います。

あと、 は我が国の果たすべき責任と書いてあるのですけども、これも大事ですけども、一つ間違えば負の遺産、大きな禍根を将来に残しかねないことがありますので、その辺もきちっと、現実的にしかるべき施策をとるために 番を考えましたというつながりだったらわかるのですけども、このままでは理想を言っているだけにしか思えないので、意味がわからないと言わざるを得ないと思います。

私の意見は以上です。

磯崎座長 意義との関係で、それで、そのためにこういうことを検討しているというのがわかるよう

に、という指摘ですね。

はい、どうぞ。

炭田委員 今日では体調の都合でご欠席の西澤委員からできれば代わりに言ってくださいとのことなので申し上げます。私も同じような意見です。

の文章全体、特に2行目から、「議定書の採択に当たり重要な役割を果たしたCOP10議長国として、国際社会において求められる責任を果たす」という部分は、日本の国内措置のあり方の議論をする本検討会の委員の表現ではない。こうした文言を入れることの妥当性は認められない、ということです。

曖昧な条文の議定書に対して、日本の現実的な考え方を各国に示すために国内措置を定め、議定書を締結するという書き方が基本であるべき、ということです。

鈴木委員 確かにすごく言葉を選ばなければいけないというのがあって、「意義」があって、その後、一番最初にひっかかったのが、「貢献」という言葉が二つあって、いわゆる趣旨に対する効果、期待される効果もちょっとポジティブ的な表現なんですけど、ここに書いてあるのは、内容的には、事実として本当に最小限、できるだけ客観的に書ければいいんですけども、ちょっと今ここに書いてある表現自身が、むしろポジティブに何かひっかかるなというのが気になるような気がいたします。

小原委員 1番のところでは議論したことを踏まえたら、それは意義はないとは言いませんが、やっぱり国際上やむを得ず結んだことに対して、いかにして国益を妨げず、かつ、提供国にもメリットがあるような形で、いい措置をつくれるかというのが意義があると思いますが、この三つは全く私は賛成はできません。ただ、意義がないと書くのはいくら何でもまずいと思いますから、それは言いませんが、これは本当にここだけ浮いているというふうに思いますので、そもそも、何でこういう文章になっているのかすら理解できないというのが、率直な感想です。

炭田委員 この素案の考えで行くのか、別の考え方をするかですが、重要なのは冷静な観点からのメリット・デメリット論だと考えます。

批准それ自身は結構ですが、日本は国際水準を超える規制と早期批准を国民に課そうとする空気が感じられる。そうでなく、メリット論、デメリット論できちんと批准のプロセスを比較考量して、なにが国益に最も合致するのかを提示するべきです。

吉田委員 この3番のところ、**、**、**と**ありますけれども、**、**のところは、ポジティブに書いてあることは、ポジティブにももちろん書いてあって、それで、いろいろご意見があるように、ポジティブの部分と、懸念の部分も入れたらどうかというのは、私もわかる気がするんですけど、**の部分**は、私は、ちょっと大学の立場を離れて、これはCOP10のときに生物多様性条約市民ネットワークの共同代表をしていた立場から言いますと、日本がホスト国になって名古屋議定書、愛知目標というものが採択できたということに対して、やはりポジティブな評価というのはあるわけですから、議長国として国際社会の中で責任を果たしていくんだということを書くのは非常に当然のことで、それに対して懸念があることは、もちろんあるでしょうけれども、これは例えば愛知目標だったら、この表現は全く違和感ないですね。愛知目標を決めた日本が、その達成に、世界に飛び抜けても、ほかの国がやらないぐらいやっても全くおかしくはない。ただ、名古屋議定書の場合は、日本だけ飛び抜けたら非常に損をするよ、負の遺産になるよという、そういう懸念があるということで、そういうご意見が、これは全く、この部分の文章はおかしいというふうになるのかもしれないんですけど、これをパブリックコメントをかけたら、一般国民からは、ぜひこの文章は残すべきだというふうに言われると思いますね。

小原委員 パブリックコメントはいいと思うんですが、実態のところの本当にメリット、デメリットということを冷静に考えてから言っていただきたいと思います。

炭田委員 それからもう一つ、この素案では受け身のスタンスで状況を捉えている。例えば、義務を履行することにより、国際的な責任を果たさなくちゃいけない、とまず受け止める。しかし、日本は権利も行使できるのです。だから権利と義務の両方の観点から考えるべきです。

何をしても必ず非難する人は出てくるのだから、日本がやるべきことをしっかりと整理して、やればよい。非難されるのを恐れ過ぎるべきでない。日本が主体的に考えて、できるだけよい国内措置をつくり国際的に堂々と提示すればよい。

浅間委員 先ほどの吉田先生のお気持ちは十分わかりまして、ここの書いてあることは確かに当たっていると思います。それで、こういうことが求められている中で、我が国がどうしていくのかという書きぶりに直していただければありがたいわけでごさいます、何を、どうやってやるという中に、いいことも悪いことも実際はあります。おそれがあると。それが先ほどのメリット、デメリットのお話だと思しますので、まさしく今まで積み重ねてきた検討の中では、その懸念する部分というものを、皆さん、一生懸命伝えてきたわけですので、ここの 言い方を間違ったらごめんなさい。正論だけでぴしっと書かれてしまうと、ちょっと今までの議論は何だったのかなという感がどうしても強くなってしまおうというのが、今日は感想でということでしたので、感想として申し上げます。

小幡委員 繰り返しになりますけども、この部分は、むしろ第 章の前段くらいに持って行って、こういう理想がありますと。うまくいったら、こんなにうまくいくのですけども、メリットも、デメリットも、さまざまな障害も問題も起きるので、それを解決するために国内措置をこうしますとか、皆さんが議論してきたことを、そのイントロダクションとして使えるのだったら使っていただきたいと思えますし、そうすべきだと思っています。ここにあるのは、いかにも場違いだと思います。それまでが事実の羅列があって、突然、「行くぞ!」というスローガンみたいのを書かれても大変困るので、それは後ろに持っていったほうが良いような気がします。

寺田委員 ここの問題なのですけども、先ほど辻田さんから、前文も書かれるということの発言があったので、そういうような評価が入っているものは前文に書かれたらよろしいのではないかと思います。こういうところは事実関係だけを述べられて、前文で、こういう意義とか、メリット、デメリットがあるので行うということではないかと思えます。

それから、後ろを見ていくと、セクション の一番初めのところに「基本的な考え方」という項目があって、 、 にこの の3の と同じようなことが書いてあるのに対して、デメリットのようなことが生じることのおそれについては の「明確、簡素かつ实际的」というところで、「利用慣行から可能な限り乖離しない程度に实际的なものとされるべきである」ということが書かれていますので、問題点に関して検討されているのではないかと思われま。これを前文として書いていただいて、肯定的記載とバランスをとるということで、別に問題はないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

磯崎座長 今ちょっと寺田さん、それから、その前に小幡さんから出たのですが、辻田さんが触れていた、この検討会の経緯とかという前文のところに書くのは、ちょっと荷が重すぎて、おそらく、今ちょうど寺田さんが指摘されたように、関連する事柄が の初めに書かれているので、もしかすると、この3番の締結の意義というのは、客観的な事実を書いている のところではなくて、後ろの の最初に書いたほうが良いのかもしれないと思います。

締結の意義との関連で、出されている意見が、締結することと、国内措置を準備すること、そこがつながっているという意見が非常に多いです。そうすると、議定書の価値、議定書の締結ということだけで書いて、そのためにどんな国内措置をというのは切り離すんですという言い方は、ちょっと難しいかなと。

そうすると、やはり、締結ということと、そのためにどんな準備をするのか。の最初のところで、好ましくない国内措置のとり方については十分考えるべきということも書かれているので、ここへ移した形で、両方含めるような文章の直し方というので対応できるかと思いますが、そのような位置づけでいかがでしょうか。よろしいですか。

(はい)

磯崎座長 はい。文章のところはちょっとまだなんですが、そうしましたら、ここでまた 10 分ほど休憩をとって、休憩の後はへ移りたいと思います。

(午後 4 時 4 0 分 休憩)

(午後 4 時 5 0 分 再開)

磯崎座長 それでは、再開いたします。

それでは、のセクションですが、この部分について、辻田さん、お願いします。

辻田係長 報告書素案の 4 ページのをご覧ください。こちらでは、「名古屋議定書における主要な義務規定」の説明を書いております。特に国内措置の根拠となるような規定ですとか、関連性が深いものについて記載しております。

1 の「遺伝資源の提供国としての義務規定」では、遺伝資源の取得の機会の提供について定めた第 6 条、伝統的な知識の取得の機会の提供について定めた第 7 条、そして、先ほど小原委員からも言及がありました特別な考慮事項についての第 8 条を記載しています。

2 の「遺伝資源の利用国としての義務規定」としては、他の締約国の ABS 法令等の遵守について規定する第 15 条、こちらは遺伝資源についての規定になります。15 条に並んで規定されている伝統的な知識に係る ABS 法令等の遵守についての第 16 条。そして、遺伝資源の利用の監視 (monitoring) についての第 17 条、特に第 17 条 1 の部分について記載しています。

3 では、遺伝資源の提供国及び利用国のどちらの立場でも行わなければならないことについての規定として、クリアリングハウスへの情報共有を定めた第 14 条について記載しています。

そして 4 として、用語の定義を載せています。こちらは、議定書の第 2 条から引用していますが、「遺伝資源」と「遺伝素材」については、条約第 2 条の用語の定義を適用することになっていることから、条約から引用しているものになります。

この 1~4 までの全ての内容については、基本的に、議定書の規定、そして条約の規定を抜粋して書くような形にしております。

説明は以上です。

磯崎座長 前の概略のところ全体が書かれているのですが、このは、特に国内措置との関わりに関連する議定書の条文、条約条文を出しています。今、最後に触れられたように、そのままを書く形で解釈の考え方とかというのは触れずに、条文そのままを書くという、そういう形式です。

おそらく、これらの選出した条文との関わりで、原文がどうなっているのかというつながり、それが確保できるように、これは前ののところでも指摘がありましたので、ここは同じように、正文である英文が十分参照できるような形にしてという、そういう形でまとめていきたいと思います。

こので、先ほどと同じように、おそらく落ちているのではないかと思うんですが、重要な条文で国内措置を考えると当然書かれていないといけないという、そのような条文があれば、ぜひ指摘をしていただきたいと思います。

炭田委員 これまでの議論で出てきた「相互に合意する条件の遵守」(第 18 条)の件ですが、これは契約の遵守の問題であり民事の話だから行政府が関与するべきでないという意見が主流であったと思い

ます。しかし、そうでないとするオブザーバーの方もおられたようなので第 18 条も入れるべきです。

磯崎座長 特に MAT に関する、その MAT の具体的な契約履行で、契約の不履行というような、そういう事柄は 18 条でどう取り扱うかの手続やルールが書かれている、そのことをはっきりここでも示しておくべき重要な条文であると、そういう指摘ですね。

18 条は、2 の中にはちょっと入りにくいですかね。一つで独立の項目になるのかもしれないですね。そのような形で、3 の後ろに、新たに 4 にして、4 を 5 にするという、そんな位置づけになるかと思えます。

ここも、これまで出されていた議論、これらの条文に関する議論はあるのですが、先ほどと同じように、これらの条文をどのように解釈するか、これらの条文が、個々のケースとの関わりで、どんな意味があり、どんなふうに使うことができるのかとか、そこまではここではあえて書き込まないという、そのような整理の仕方をしています。そうした前提で、この について、ほかの方はいかがでしょうか。

小幡委員 5 ページの の「遺伝資源の利用の監視」という、これは炭田さんがずっと議論してきた単語であります。その「監視」という単語は、実は 14 ページの真ん中の「チェックポイントについて」の では「監視 (monitoring)」、それから 15 ページについては、「非商業的利用についての監視 (monitoring) 方法」と書いてあって、記載の方法が違います。やはり、monitoring と監視という単語は、日本語では大分意味が違うと思われます。監視するというのは、どこから見ても、おまえ、悪いことやっていないかという、そのような印象を与えますので、こちらも、「監視」の後ろに「(monitoring)」と入れたほうが、一つの文書としては適切だと思いますし、そのようにお願いしたいと思います。monitoring と監視は大分意味合いが違う。受け取るほうの意味合いが違うと思えますので、確かに今まで条約等で「監視」と訳されてきたのは、これまで十分に説明していただきましたけれども、これを、国内の研究者なり、産業界の皆さんに見せるときの印象というのは大分違うと思えますので、ぜひ「(monitoring)」というのをに入れていただければと思います。

炭田委員 私も全く同じ意見です。見出しのみならず、途中の文章で出てくる監視の文言は全て、「監視 (monitoring)」とするようお願いします。

吉田委員 用語の問題が出ましたけれども、4 ページの下から三行目以降に出てくるのですが、indigenous and local communities の訳として「原住民の社会及び地域社会 (原住民等社会)」という言葉が使われていますけれども、「先住民の社会及び地域社会 (先住民等社会)」というふうに、この言葉は、5 ページとか、それから 章に及びますけど、9 ページとか、それから 13 ページあたりにも出てきますので、全て変えていただきたいと思います。

理由としては、以前もちょっと私申し上げましたけれども、この言葉は明治時代とか、戦前は、「土人」という言葉が使われていて、差別的な意味合いがあるので「原住民」というふうになったと思うのですが、この条約ができる、議論している 90 年代ぐらいのときには「原住民」としていたかもしれませぬけれども、92 年の地球サミット以降、先住民の代表、indigenous の人たちの代表が出ていくときに「先住民」というふうに訳されて、常識になっていますし、「原住民」という言葉自体にも差別的な意味合いが付加されてきたので変わってきたのだと思います。そういった面で、現状のところでは、日本国内の先住民の方から、この検討会に対する意見というのは今のところ出ていませんけれども、これからパブコメにかけていくということを考えると、こういった言葉の問題で何かつまづきにならないようにしたほうが良いと思います。

そういった意味で、この条約の配布されているのは、まだ名古屋議定書に関しては仮訳の段階で、批准したときに初めて公定訳ということになるということですので、この検討会ではぜひとも、皆さんの

ご賛同を得られれば、「原住民」という言葉はやめて、「先住民」に変えていただきたいと思います。

炭田委員 名古屋議定書の親条約である生物多様性条約第 8 条(j)の日本語公定訳では「原住民」となっています。私もいろいろな方から「先住民」のほうがよいと聞かされています。しかし、物を書くときには、条約の日本語公定訳を引用せざるを得ないと考え、「原住民」と書いています。条約の下に議定書があるので、そこは政府の判断だと思いますが政府の方で何かコメントがおりますか。

外務省 外務省から来ておりますので、コメントさせていただきますと、炭田委員がおっしゃったように、名古屋議定書の、今は仮訳ですが、「原住民」となっていると。結局のところ、CBD の名古屋議定書になりますので、本条約を、そこは踏まえるというのはあると思います。状況についても、今、CBD 発効後、その部分について改正をしなければいけないというような話があるかということ、ちょっとそこはなかなか状況としては難しいのではないのかなと考えています。

磯崎座長 行政的には確かにそうで、行政文書だったり、行政的に使われる文書の場合は、生物多様性条約の公定訳に従ってという形になります。この委員会の位置づけで、どう考えるかになるかと思えます。

ちなみに、私たち国際法の立場では、公定訳を使わずに、直接自分が条約を訳した言葉で語るということも、学術論文の中では通常で行われます。ただ、公定訳と別の訳を使うときは、当然、それなりに、なぜ公定訳と違う訳を使うのかというのは明らかにした上で、公定訳に必ずしもとらわれずに、というのは、アカデミックな場面では行われることが多いですが、ただ、この委員会の報告書の中で、それから環境省からそれがパブリックコメントという形で扱われるときにどの言葉になるのかというのは、行政的な制約もあるかと思えますが、事務局に預けるといことなのか、あるいは、この委員会としてはそういうしがらみにとらわれずに、「先住民」という言葉で使ってもいいと考えるか、その辺で何かご意見あるでしょうか。

浅間委員 私、専門家ではないので、あくまでも素人考えとしてお聞きいただければと思いますけども、今の場合も、どちらも両方から見たときに正しいことを言われていると思います。ここの今回のパブコメということに関して言えば、広く他の方々に理解していただくということを考えれば、普通であれば、そのことを両論併記しておけばいいはずだと思います。例えば、この言葉の中では「先住民」という言葉を使っておいて、どこかに注釈として、現在こうこうで、「原住民」という言葉なんだというところは、小さく書いておくとか、そういったことはテクニック上のことであると思いますので、そこはむしろ事務方の皆様に何とかお知恵を拝借できればなと思います。

吉田委員 私は、「先住民」に変えていいのではないかという思う理由は、三つありますけど、一つは、既に環境省がアンケートをとっているときには、「先住民」という言葉でアンケートをとっています。それから、二つ目は、この検討会報告というのは、この検討会の委員が環境省に出すというものなので、委員側が「先住民」という言葉を使えば、別に問題はないだろうと。3 番目は、名古屋議定書を批准するときに、公定訳を「先住民」として、条約の公定訳もそのときに変えればいい話だと思うんですね。そういった三つの理由で、私は、この検討会では、少なくとも「先住民」という言葉を使ったほうがいいと思います。

磯崎座長 そのほかは。

そうしましたら、今の「先住民」「原住民」という言葉の使い分けですが、委員会の中では、パブリックに出すことも、それから理解を考えて、できれば「先住民」という言葉で、その場合に、条約の公定訳、第 8 条などで、そちらでは「原住民」、あるいは、そのほかの場面で「原住民」という言葉が使われているというような注記を含めて、そのあたり、事務局で検討をしていただきたいと思います。

藤井委員 第6条あたりが特にそうなんですけど、必ずしも「義務規定」というふうに言い切る必要はないんじゃないかなと。権利的な意味合いもかなり含まれているので、何かその辺のニュアンスは出せないものかなとちょっと思ったんですけど、いかがでしょうか。

磯崎座長 「ねばならない」というわけではなくて、してもいいし、しなくてもいいというようなものも含まれているので、そうすると、これは見出しの問題ですかね。「提供国としての義務規定」と書いてしまうと、何か全部義務のように思える。この説明文章のところではどうですか。

藤井委員 多分義務規定というところの文章は、「権利規定」とすると、それもちょっと変な感じもしますから、どういう言葉がいいのかわからないんですけど、でもやっぱり「義務規定」というのはちょっと違うんじゃないかなと、何かいい言葉があればと思うんですけど。

あと、中身はそれほど変える必要はないのかなと思っています。

磯崎座長 裁量に委ねられているというような書き方がされていれば、そういうニュアンスは既に入っていますので。そしたら、この見出しで、「義務」と入っているのを、もう少し広い書き方で、単純なのは、「に関わる」というような書き方だと思うのですが、そのような形で、ただ、一方で、議定書がそれぞれの締約国に、先ほどの締結の意義の とか にあったような、それを行うときにやってほしい事柄という形でも挙がっているので、ニュアンスをちょっと考えてください。

炭田委員 私もこれを読んだとき、「義務規定」となっていることに違和感を持ちました。だから、「義務規定」をやめて「～に関わる規定」でよいんじゃないですか。

磯崎座長 おそらく前から出されている義務だということで、ぎりぎりやらなきゃいけないという方向へつながっていったらという、そういう懸念も含まれていると思いますので、本来の条文の広い範囲というのがわかるような見出しの書き方で行こうかと思います。

そのほか、 について、いかがですか。

農林水産省 5ページ目の の17条なんですけど、ここの下から4行目のところに、「(確認のための機関)を指定」という文言がございます。条文全体を、もとのほうを見ますと、この指定のところは、一又は二以上の確認のための機関を指定ということで、数字が入っているんですね。ここのところ、以前、議論の中で、17条の対象と15条、16条の遵守の対象の範囲が違うのではないかという議論があったかのように思いますので、そういう意味では、17条には、「一又は二以上」という文言を入れておくと、その違いというものが明らかになるのではないかなというふうに感じましたが、いかがでしょうか。

磯崎座長 そうですね、客観的に事実をそのままということなので、できる限り条文どおりにということ処理すればいいかと思います。

そのほか、 はよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 それでは、次、辻田さん、をお願いします。

辻田係長 7ページの の「遺伝資源等の利用、並びに遺伝資源等の利用国及び提供国としての日本の現状」について、概要をご説明します。

1の「遺伝資源等の主な利用」では、これまでの論点表をベースにしたご議論の際に、背景情報等としてご発言いただいた、利用の現状等に関わる内容などをもとにして記載させていただいております。具体的には、世界各地の遺伝資源や伝統的知識は、学術研究や産業活動で幅広く利用されていること、その成果は人類の福利の向上に貢献していることなどをまず書いております。

その次の段落では、遺伝資源の利用形態というのは分野によってさまざまで、その開発段階が後ろに

なるに従って関わる遺伝資源の数が減っていく、医薬品の開発などのケースがある一方で、種苗の新品種の開発の場合などでは、開発段階が後ろに行くに従って関与する遺伝資源の数、「オリジナルの遺伝資源」とよく寺田さんはおっしゃっていますが、その数が増えていくというような、分野によって利用形態に違いがあるということに記載しています。

3段落目では、遺伝資源の取得方法の違いについて記載しておりまして、遺伝資源を現地の生息域内から採取するということがあれば、商品として販売されるものを用いるということもある、ということを書いています。

4段落目では、学術研究における特別な慣行について書いてありまして、例えば研究成果の再現性を保証する必要があることから、論文発表した研究に使った材料である遺伝資源は、第三者からリクエストがあった場合には、その人に提供しなければいけないという慣例がある、というような内容を書いております。

2の「遺伝資源等の利用国及び提供国としての日本の現状」では、まず(1)として、利用国としての現状を書いております。この「他国の遺伝資源等の利用状況」の部分は、昨年度、環境省で実施しましたアンケート調査の結果をもとに書いておりまして、日本の利用者は、主として東アジアや東南アジア等から遺伝資源を取得している事例があるということですが、その取得方法としては、現地へ赴いて採取する方法や仲介業者を経由して取得する方法などがあるということ。また、他国の遺伝資源を取得するに際して、いくつか課題があるということ。例えば、提供国にABS法令等があっても、実際には、PICを取得する手順が不明確であって、PICを取得するまでに時間がかかってしまう、というようなことを書いております。また、最後の段落では、他国の伝統的な知識を取得した例もある、というようなことを書いております。

「利用者への普及啓発等の取組」では、これも論点整理表でのご議論の際にご意見としていただいた内容をベースに書いているものですが、経済産業省さんですとかバイオインダストリー協会さんによる取組が行われていること、また、国立遺伝学研究所でも、研究者に対する普及啓発等の取組が行われていることを記載しております。

「(2) 提供国としての現状」の では、日本の遺伝資源等の状況を記載しておりまして、アの「遺伝資源の状況」では、第4回に事務局からご説明させていただいた内容をベースに書いておりまして、具体的には、日本の遺伝資源の保存は、生息域内、生息域外ともに図られている、ということを書いています。

イの「遺伝資源に関連する伝統的な知識の状況」の部分では、第6回で事務局よりご説明させていただいた内容、そして、有識者の方からそのときご発言があった内容をベースに書いてありまして、提供国としての措置の対象になるのは、議定書に基づくと、遺伝資源に関連する伝統的知識で、先住民社会が有するものに限定されるということ。例えば、特定の先住民社会の方が居住する地域に生育する植物の薬効に関して、その社会のみにおいて昔から風習として伝えられてきた知識などが挙げられるのですが、日本においては、そうした知識のほとんどは文献等に記載された状況にあるのではないかと、ということなどを記載しています。

の「日本の遺伝資源等の利用状況」では、国内の遺伝資源がどのように使われているかを記載しております。これもアンケート調査の結果に基づいて記載しているものです。アンケート調査の結果からは、日本人による日本の遺伝資源の利用の状況しかわからないのですが、過去にプラントハンターが活躍した歴史などもあるので、おそらく過去より国内の遺伝資源は他国の利用者にも使われているであろうということも書いております。

説明は以上です。

磯崎座長 日本における利用状況ということで、いくつかに分けて書かれていますが、このセクションについて、いかがでしょうか。

炭田委員 いろいろ書いてありますが、必ずしもきちんとした実態調査とか信頼できる出典を踏まえて書いておられないので、読んでいて不安なところがあります。

例えば、アンケート調査から得られた情報の場合も、アンケートの回答者はなにを根拠に返事したのかがわからない。本検討会では、遺伝資源の利用とは何なのかもまだ明確にされていない。長く書けば書くほどあらがでてくる懸念がある。だから、このセクションは大幅に短くすべきと思います。

藤井委員 検討会の中でも話をさせていただいたことがあると思うんですが、今、製薬企業は遺伝資源を使いたがらなくなっているという事実があるんですね。かなり CBD あたりが負荷になっているというのが一つの要素だろうと思っています。ですから、現状の CBD このままでは、何とかうまく制度をつくっていかないと、遺伝資源が使われなくなってしまう危惧があるというようなニュアンスのことも、やっぱりどこかに書いておいていただけたらと思いますけど。

磯崎座長 そうですね。今のような観点は、特に製薬関係からは出されていますので、その辺含めて。はい、どうぞ。

小原委員 学術のことが書いてあるところで、ちょっと細かいことで、突っ込みで申し訳ない、「慣例」と書いてあるんですね。論文を出したら締結が慣例、まあ、慣例は慣例なんですけど、実はこれをしてしないと学問が発展しないという、もっと積極的な意味があるんですよ。最後の、データだから、ちょっとこれは除外されると思いますけど、これも慣例と言っているけど、これは必須のことなんですよ。学術においては、交換をしたり、やりとりすることが、慣例じゃなくて必須なんです。そういうふうな考えを変えていただきたいと思います。

丸山委員 こちらの第 3 章なんですけど、多分 1 のところは委員会の皆さんの意見を取りまとめた内容になっていて、2 のところは、アンケートと外部有識者の意見ではないかと思うんですが、やはり委員会の意見と外部有識者、アンケートのものというのは、はっきりわかるように、分けて書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、ここは客観的な状況を表すセクションと位置づけられるのですか。だとすると、委員会の意見は後ろに持っていてもいいのかなというような印象を一つ覚えました。

それから、アンケートなんですけど、小さい字で最後にさらっと書いてあるんですけども、こういうことをされるぐらいだったら、後ろに参考資料としてアンケートをつけられたほうがわかりやすいのではないかと。もとのアンケート、私たちがいただいた資料がございませうけれども、それを参考資料でつけておいていただいたほうが、どういう内容のアンケートだったか、それをどういうふうに解釈しているかというのがわかると思いますので、そちらのほうがいいのではないかと思います。

小幡委員 これは感想で、要望ですけども、「日本の遺伝資源の利用」のところ、あと状況について、この辺、かなり散文的で、何のエビデンスもないという感じがするんですね。こうありますよと書いてあるだけです。環境省で、どのようなリソースの形態があって、どのくらい年間使われているとか、論文が出ているとか、あと、どのくらいの利益が上がっているとか、そういうことを把握すればものすごく強いペーパーになるんですけども、その辺がないので、単なるこれは感想にすぎないような気がしまして、その辺の情報を収集いただけるとありがたいと思います。

文部科学省 ちょっとこの報告書の内容とは違うんですけど、先ほど藤井委員がおっしゃられたことで、質問をさせていただきたいんですけど、我々、文科省のライフサイエンス課なんですけど、当然、学

術の振興もあるんですけど、厚労省や経産省と一緒に、日本は創薬を増やさなきゃいけないということで、昨年度からでいえば、創薬等支援プラットフォームとか、日本版 NIH とか、そういった大々的な取組をしようとしているわけです。製薬企業で、そういう外来資源を取り扱わないのが増えているというときに、アメリカはそういったことはないわけで、そういった創薬を本当に政策として増やさなきゃいけないということに対して、どれぐらい、この現状がインパクトがあるのか。報告書とは全く関係なくて、私個人の質問になってしまうんですけど、ほかの代替の方法があるのか、ないしは、そんなに大きな影響ではないのか、ちょっとそういったところをご説明いただけないでしょうか。

藤井委員 ご存じかと思いますが、新薬の研究開発はとんでもなく成功確率が低くて、費用もかかるという、そういう状況下で、正直言って、遺伝資源から新薬を見つける確率というのは、ほかの方法に比べると、高いとはとても思えないというのがまず事実としてあります。例えば、バイオ医薬品であれば、我々は全部自分たちでつくれるわけですよ。遺伝子からタンパクまで人工的につくって。そういうものと比べて、天然から、アットランダムにいっぱいとってきて、そこから薬が見つかる、どっちが確率高いといたら、やっぱり自分たちでデザインしながらつくっていったものが確率高いというのは明らかなんですよ。そうは言いつつも、確率が低いのでいろんなソースを求めたいというがあるので、もちろん使えば、遺伝資源だって使っていきたいということはあるんですけども、ただ、そういういろんな効率の悪さとかというような要素がある上に、さらにこういう CBD のようなものがあるから、減ってきてしまっているなという感じは受けています。

そういう意味で、もともとそんなに確率が高くないなと、製薬企業の方の方が思っているような状況なので、実は、遺伝資源を使用しなくなってもインパクトはあまりないというような話もないわけじゃないです。そんなところが今本当に実情ですね。

炭田委員 8ページの真ん中あたりに、「利用者への普及啓発等の取組」というのがありますが、これを「利用者への普及啓発及び支援措置」という言葉に変えて、この見出しとパラグラフ全体を に移し、 の文脈でこの内容も書き換えるべきです。

磯崎座長 で、具体的にどこかというのはありますか。

炭田委員 論点整理表の1ページ目、(1)「遵守に関する国内措置の基本的な考え方」の一番下の欄に、「普及啓発と支援措置の重要性」というセクションがあります。例えばこういうところへ移し、 の文脈に合わせてきちんと述べるべきだと思います。

磯崎座長 そのほか、 のセクションで、どうでしょうか。

(なし)

磯崎座長 これまで出ている意見ですが、このセクションが網羅的あるいは客観的な、それから正確性との関連で書けているかどうかという点の問題があります。それであれば、本体ではなくて参考資料に、現在把握できているという限定つきになるのだと思いますが、その利用の現状というような参考資料として示すか、他方、炭田さんは最初でちらっと言っていた、こんなに詳しく書かずというような、そのような形で本体に残すというのはあるのですか。それも要らない。本体には利用状況はなくても…

炭田委員 エssenシャルではないと思います。すぱっと頭に入ってくるように明快に決めれば別ですが、大変難しい。

磯崎座長 細かく書けば書くほど冗長になってきてという。それから小幡さんからも指摘があったように、エビデンスとの関連で、全てについて客観的なデータとしてという、そのあたりも不安だとしたら、後ろの資料編のほうが好ましいだろうと。

小幡委員 あと、もう一つ考えなくてはならないのは、特に日本の遺伝資源の状況とか利用のところは、国内 PIC にも関わるところだと思うのです。ですから、もうちょっと慎重に考えて、どっちに入れるのか。国内 PIC のときに、こういう状況なのでこうしますということを、どこかで言わなくてはならないので、それが後ろにあってもいいかもしれませんが、いずれにしろどこかで引用しなくてはならないことだと思っています。

磯崎座長 そうですね。それはどちらからも引用ができるように、参照がはっきりしていればいざらうと思います。

炭田委員 環境省が実施されたアンケート調査ですが、検討会でこのアンケートのやり方を事前に審議したことはないので検討会の活動の枠の外の話です。だから、参考資料で引用する場合にも、これのみを出典にせず、適切な類似の他資料も並べて、読者が参照できるようにすべきです。

磯崎座長 そのほか、 のセクションはよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、ここで最初に戻って、炭田さんが最初のほうで触れていたことなんですが、この と と で、ただし、そのうちで については、本体ではなくて、という位置づけ。それから、 のうちで、締結の意義について書かれてある部分、これは後ろへ、 の最初に移動する、というような形です。

したがって、 があって、それから があって、そして、その後に へ続くというような枠組みなんですが、この と 、それから後ろの資料セクションへ移動する 、これを、この委員会のベースとして取り扱うという、その確認をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

炭田委員 すみません、もう一回言っていただけますか。

磯崎座長 、 、 の内容を、この委員会として、討議のベースとして取り扱うという、その確認です。

炭田委員 はあまり議論の対象ではないので、英語原文と日本語訳の条文を併記して参考資料として後ろの分かりやすい場所に移すこともできると思います。 に関しては、再度、整理していただく。

.3「議定書の締結の意義」は に移して、中身も変えるということですね。

磯崎座長 はい。

炭田委員 それから、 .4「議定書の締結状況」は参考資料ですか。

磯崎座長 4と5については、本体へ残すべきだという意見のほうが。で、4はグローバルなデータのみです。5については、先進国だけが今は書かれているんですが、先進国に限らず、開発途上国を含めた状況を書き込むという。

炭田委員 参考までに、EUの状況をボックスとしてどこかに入れたら役に立つかもしれませんね。

磯崎座長 4と5がそのまま本体に残っていれば、EUの部分も残っています。

さっき炭田さんからその議論が出たときは、4と5を資料へ、後ろへというときに、その場合でもEUは残したほうが良いということだったのです。現在は、4と5がそのまま本体ということですので。

炭田委員 それから、 .2「議定書の概要」はどうだったですか。

磯崎座長 「monitoring」という言葉を括弧でつけ加えることとか、それから2ページの上のほうの第2段落目、ここに第8条とか9条とかをつけ加えるという、そういう変更の上で、この形でまとめる。

炭田委員 それから、 .1は。

磯崎座長 1は、いくつかの段落で、開発途上国の主張だけが書かれているので、それに対して先進国側がどのように対応したかというのを組み入れた形で位置づけを示す。それから、最後の段落のとこ

るも、事実の経緯ということで、委員会、ABS ワーキンググループとして時間切れになってしまって合意ができなかった、その後、急遽というか、議長提案という形でこの議定書が採択されているという、最後の日から深夜にかけての状況を簡単に入れるという、そういう整理です。

炭田委員 1「議定書採択の経緯」は委員みんなが考えて書くということですね。

それから、前書きも入れられると言いましたね。それと前書きとの関係はどのようなのですか。

辻田係長 前書きは、どのような目的で検討会が設置されて、どのような構成の委員の方に参加いただいているかということ、検討会を何回開催してこの報告書をつくったかということなどを書くことになるのかなと考えています。

炭田委員 本検討会の目的というのはまだないですね。何のために本検討会をやるかという、そういうセクションをつくったほうがいいと思いますね。

辻田係長 本検討会の設置目的については、第1回の資料1に記載させていただいておりますので、そのままとさせていただきたいと思います。読み上げますと、「ABSに関する名古屋議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、産業界及び学术界の有識者等により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を環境省が設置する」ということとしておりますので、検討会の設置目的としては、日本にふさわしい議定書の国内措置のあり方について検討すること、ということになるかと思えます。

炭田委員 私の提案は、今言われたことも含めて、一番目玉の第 章で書くいろいろな議論の内容も踏まえ、報告書全体と今後のことを見通した上で、本検討会の目的ないしは趣旨について、全体にかかるような書き方をしてはどうか、ということですが。

堀上室長 検討会を設置した目的ということであれば、環境省としてこういう検討をしていただきたいということで設置をしていますので、それは、委員として目的を持ってどうこうではないという理解です。設置の目的を記すと。それであれば、前書きのところにそれを書いておいて、こういう検討をしてきましたということを前書きの中で述べるということで、それについては、次回の検討も見つつ、次々回あたりに、こちらから案として整理をさせていただいた上でお出しをしたいなと思っています。

炭田委員 この検討会の設置目的のところに入れるということでも結構なのですが、私の趣旨は第8回のときに、星野審議官や亀澤課長から今後もやりますとのお話を伺い、共通理解が大分よくなりました。しかし、まだまだ十分ではありません。この検討会シリーズが終わった後も、本検討会が目指していることを今後も何らかの形で検討を続けていかななくてはならない。そういう将来の方向性も含めたセクションをつくるべきだと思うのです。本検討会の趣旨でもよいし、今後の方向とかでも結構です。

そういう方向性を議論するという思いを委員の皆さんは持っておられる。それを示すセクションが必要だと思います。で、下のほうにしても結構です。

堀上室長 そこは、 章をどういう構成にするかというのは、一応こちらとしてはあり方の部分でお示しをしてきて、それについてご意見をいただくという整理にしていますが、ちょっとそのあたりの検討になるのかなと思います。もちろん、前書きのところでも、この検討結果をこういうふうにご利用していくということは、書いていくことになるとは思いますが、

炭田委員 で重要な議論がなされている。今の世界の状況の中で、日本はちゃんとした国内措置をやりたいわけです。この検討はすぐには終わらず、まだ先がある。その先に向けての委員の思いを反映させるセクションがほしいですね。

亀澤課長 今、炭田先生がおっしゃった趣旨からすると、 章で国内措置のあり方を書いていただくのですが、その導入部か、あるいは、最後のまとめで書いていただくのがいいのではないかなと思いま

すが。

炭田委員 わかりました。議定書を批准した国が増えつつあるけれども、実際に議定書の義務を満足する ABS 国内法令をつくった国はまだ、ない。だから、日本が遵守措置を検討しようと思っても、提供国の ABS 法令が規定する遺伝資源とは何なのか、遺伝資源の利用とは何なのか分からない。日本の遵守措置の外縁を明確にできない。では、明確になるまで動かないのかということ、日本は動いたほうがよい。明確でない状況でも、先行的に、ある現実的な範囲を設定して、その範囲内で国内措置を実施することにより経験を蓄積し、その中身を充実させることができるはずである。次に、最初に設定した範囲を少し広げてまた経験を重ね、段階的に国内措置の適用範囲を広げていくことができる。

例えば上のように、今までの論点整理の議論で得られたことを踏まえて、今後、進む方向を論じるセクションが必要だと思います。

堀上室長 章の中に、わりと今後の措置のあり方というので幅広くとれるところも出てくると思うんですね。ですから、章を議論するとき、そういうところも含めて見ていただいて、さらに、どうしてもそれが、今までの項目では読み切れないのかどうかということころは、次の議論じゃないかなと思いますけれども。

炭田委員 わかりました。章の議論のときに、国内措置の検討において次はどういうふうにすべきか、ということ盛り込むということですね。

堀上室長 その提案の仕方というのを、この報告書の中に完全に埋め込むのか、あるいは、我々として、この部分を検討していただきたいということから大きく、もっとさらに出てくるのか、そのあたりは、ご議論いただいた中身を我々としても見たいと思います。

炭田委員 すみません、環境省には想定した範囲があったのかもしれませんが、委嘱状には「以下の項目を含む」とあって、それに限定するとは書いてないのです。我々委員は日本の将来を憂えていますから、こうしてほしいという色々な思いを持ってきた。その思いを反映できるセクションが必要なのです。これは新しい意見を持ち出そうというのではなく、議事録にある範囲内であり、論点整理表で拾われなかった意見という意味です。今後こうあるべきだとか、こういう形でやればうまくいくのでないか、という今後の進め方を考えるセクションです。

もう一点あります。これまでの検討会での議論の過程でわかってきたのですが、COP10 までは日本の各省庁は緊密に情報交換し、対処方針もちゃんとあって、一糸乱れぬかどうかは知りませんが秩序正しくやってこられた。しかし、COP10 が終わったら担当者は全部、異動してしまった。異動の際の引き継ぎが完全ではなかったことが原因だと思われるのですが、今の方針が COP10 での方針と違っていることが散見されるのです。日本政府に一貫性はあるのか、と疑ったことがこれまでの検討会で何回かありました。

現在も、また、今後も国際交渉があります。COP10 の時点で産業界の意見は名古屋議定書におおむね反映されました。ところが、今後、各省がばらばらに動かれると困るのです。今後も学界や産業界の意見が政府に伝えられ、省庁間で政府方針が横断的に共有されて、オールジャパンで国際交渉に臨んでいただきたいのです。だから、そのためのメカニズムを作ってほしいのです。そういうことを論じるセクションが必要なのです。

普及啓発とか支援措置の項目は に移すということは先ほど確認されました。大体、そういう感じですね。

本検討会を延々と長くやるのが賢明だと思っているわけではありません。内容が煮詰まってきたら、上手にまとめて次の段階に進めていただきたいのです。我々としては、各省庁がオールジャパンで動く

こと、そのプロセスに学界や産業界も加わって、一緒に意見をインプットさせていただき、そういう体制をつくっていただきたいのです。

磯崎座長 今、ちょっと第 章のほうまで、というより全体構造との関わりでの位置づけですね。先ほどまでの整理で、は本体でと書かれてはいたんですけども、内容的に単に条文を書くだけだったら、どの条文かがはっきりわかれば、後ろに英文と仮訳文が載っているのであれば、それを活用すればいいのかもしれないですが、あるいは、現行の はそのまま生かして、そっくり後ろへ、全体が載っていることでダブることになりますが、抜き出した は生かして、いずれにしろ、資料で は扱うという、今提案があったのですが、ほかの方で はい、吉田さん。

吉田委員 の扱いなんですけれども、 のところを読むに当たって、国内措置に係る規定というのは、ここにいらっしゃる委員の方は専門家で、かなり勉強していらっしゃるんで、もうみんなわかっているんですけど、これをパブコメにかけたときに、 が全然なくて、 、次、 になったら、やっぱり意味がわからないと思うんですよね。そういう面では、 はやっぱり本文にあるべきであると。ただし、 の 4 の用語の定義というのは、ここにぼんとあるぐらいだったら、大事な用語は、用語集のような形でまとめたところにあったほうが読みやすいと思いますけども、やっぱり、 、 で、 は資料にということですけども、 、 、 というふうにつながって読んだほうが、パブコメで一般の国民が読むということを考えると、そういうふうにしていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

磯崎座長 具体的に「何を」というのがわかるように、やはりここで出ていたほうが良いということですね。炭田さん、それで……

炭田委員 ちょっとコメントさせていただきます。この報告書は自然環境局長の私的諮問機関として検討会の意見を自然環境局長に提出し、それが行政府内の次のステップで使われる。それが目的ですね。時間的制限もあるから何もかもはできないから、 、 、 はスリムにし主力を に集中するべきです。

議定書の主要規定の説明資料はほかにもソースがあります。磯崎先生の書かれた本からコピーをすることも可能だし、JBA にも名古屋議定書の日本語訳があります。

プライオリティを明確にするべきだと思います。

吉田委員 炭田委員の趣旨はわかるんですけども、自然環境局長に出すものだといっても、国民の税金を使ってこの会議をやっているからには、国民が読んでわかるものにしないといけないと思います。パブコメだけのためじゃないです。これはやっぱり将来的に残るものですし、ABS のことについてもっと知りたいという方がちゃんと読んでわかるようにしなきゃいけないということを考えると、やっぱりこの、どういう規定があるのかということは、本文中にあったほうが良いと思います。

炭田委員 すみません、長々と議論をするつもりはありません。常識的に一番いい線でやれると思います。この報告書がパブコメ等をやられるときの唯一の資料ではないですよ。環境省にもいろいろと関連資料がおりでしょう。それらも使って、一番効率のいい方法を選ぶのがよいと思います。

磯崎座長 そうしましたら、今の の位置づけですが、後ろでもという意見はあるんですが、前に置いておいたほうがわかりやすいという意見もありますので、最終的にはまた後でということを含めて、とりあえず本体にという形の整理。

それから、炭田さんが後半で触れられていたいくつかのことですが、これまでもこの検討会の中で、報告書の本体からは外しますが、と整理したこと、具体的には、提供国との外交、2 国間などの話し合いのときに主張すべき事柄であったり、生物多様性条約、名古屋議定書の締約国会合で決めることで、それについて、日本政府、その他が発言したり、ロビー交渉をすべきことであったり、それから、ITPGR、その他、ほかの体制で決まっていく事柄で、やはりその場で発言したり、交渉をしたりすべき事柄とい

うのが幾つかありました。

それから、政府だけではなくて、業界であったり、学術団体であったり、それぞれが、その国際的なその分野の会合や国際会議などの場で必要な方向性について積極的に発信していくこととか、それと、この検討会は当然枠がありますが、これの次の会合のような、それから行政がそれで動いていくときに、次にどうつなげるかという、そういう要望というのがあります。それらについては適切な形で、この報告書の本文のどこかに入るのか、あるいは、別の形になるのか、それらを含めて、環境省、それから関係省庁で、そこについては受け止める。少なくとも行政だけでこの後のことを決めるという形ではないという、その辺は、5月のときに確認をされていますので、この後の段階でもそのような形で、直接報告書の中に入らないけれども、全体的に、または、日本の国内措置との関わりで重要な事柄、その将来の形について、何らかの形で要望が反映されるようにするという、その位置づけが確認されています。それをセクションの にするのか、 にするのかについては、まだ確定をしていません。

先ほど課長や室長から説明があったように、それについては、今後のまとめをしていく中で、どこにした方がいいかは確認をしていきたいと触れていますので、全体構造はそのような形になるのかと思いますが、炭田さん、それでよろしいですか。

炭田委員 はい、それに近いです。できるだけ報告書の中でさせて頂きたいと思いますけど。

磯崎座長 報告書の ~ 、それからその後ろにもあるかもしれないところを含めてですが、全体の構成としての、この ~ という点では、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうすると、もう一度、さっき炭田さんの発言の前に行おうとしていた確認ですが、 ~ 、 ~ について、この検討会の討議のベースとして取り扱う。で、今日出た意見やコメントを含めて、場所の移動もありましたし、それから文言についての修正の提案もありましたけれども、それらを含めた形で、まずベースとして取り扱うという、そこについていかがでしょうか。

寺田委員 ベースとして取り扱うということの意図がわからないので教えて頂きたいと思います。は確かに委員会での検討事項だと思うのですが、 ~ については事実を述べているのみとの扱いと理解します。また事実のみではない、 3については に移行したわけなので、評価的なものが含まれるものは全部 に移行したと思いますから、その辺の委員の意見か否かの区別はつけたほうがいいのではないかと思います。区別をつけた上で、ただ説明のために事実として扱うという意味なのか、今回の討議の結果として、 ~ もこの委員会の意見ということで と同列に扱うことので了承が得られたとの扱いとするのかということが、わからないところなので御説明いただきたいと思います。

磯崎座長 報告書としては、 だけでまとめるというのは非常に難しいので、その前提となる事柄があって、その後で に。これは先ほどの議論にもありましたように、それぞれのところで、 の議論が突然出たのではなくて、つながるような書き方で、今の形ですと、 があって、 があって、それから になって、 と、そのほかいくつかは後ろの資料編へ行く、というような形になります。

主に、 と は、事実であったり、客観的な事柄を書いていて、委員会そのものの審議と関係がなさそうなのですが、 の議論の前提の情報整理という、そういう位置づけで、報告書としてはそこを含めた形のものになるかと思います。

それで、今回、 や については、これまでこの検討会の中で、具体的に見て中身の議論をしていなかったもので、今日、概略を見て、この形で報告書の の前に と が入るという。それをベースにして、文言については、今日の見解を含めてですが、今後さらに、必要があれば変えることも含めてなんですが、それで報告書の中の一体のものとして、ベースとして位置づけるという、その確認です。

寺田委員 ありがとうございます。それでわかりました。

炭田委員 最後に、報告書のタイトルですが「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書(素案)」となっています。7月の会合のときには、「中間報告書とするべき」という議論もありました。それはまだ意見書には生きています。

国内措置の検討は今後も続くと思いますから、この報告書ですべて完結するという印象は与えないようにし、この報告書のタイトルを中間報告書とするか、あるいは、何らかの副題を使うかはもう少し中身の進展を見ながら決めるべきだと思います。

磯崎座長 そうしましたら、と で、それから へ。先ほども触れましたけれども、 、 、 が、つながりがあるような文章の書き方を含めて、当然、修正が入ります。それから、 は後ろの資料編で扱う、そのような形で整理をしたいと思います。

そうすると、特に について修正項目が入っています。おそらく今日出された意見含めて次回までに、特に の歴史的経緯、それから概要のところ、それと 4 はデータを新しくするだけだと思うんですが、5番の主要先進国以外の国際的な状況も触れるということです。このあたりの修正項目、あるいは、変えるべき文章とかについて、できれば事務局に、次のときまでの間に出していただけると、その議論が進みやすいかと思しますので、その点をお願いいたします。改めて事務局から、その具体的なコメントをもらう手続については連絡が行くかと思しますので、よろしくをお願いいたします。

ちょっと時間を過ぎているのですが、今日全体との関わりで、委員の方で何か意見が はい、吉田さん。

吉田委員 次回、 に入ると思うので、 のところで、次回言うのではちょっと申し訳ないので、時間があれば直しておいていただきたいんですけども、つまり、 までは事実を書いているので比較的読んでいてスムーズに読めるんですが、 のところが非常に婉曲な表現が多い。特に、「れるべきである」という感じのもの多くて、これは一体何なのか。「除外されるべきである」は、これは受動態だとわかるんですけど、「検討されるべきである」「配慮されるべきである」、これは受動態なのか、可能なのか、尊敬なのか、何だかわからないという日本語になっていて、それで後ろになると、例えば「企業は基本的に自己責任において対応すると考えられることが考慮されるべきである」とか、「国内 PIC 制度は措置しない方が良いとの教訓が得られたとも認識される場所である」とか、このままだと、この委員会の委員は日本語がわかっていないんじゃないかと思われるといけないので、まあ、こういうのは婉曲表現だと思うんですが、should とか would と同じで。だから、「既に検討すべきである」とか、そういうような書き方で既に婉曲しているわけですから、過剰な婉曲表現はちょっと直していただきたいと思えます。

磯崎座長 わかりやすくということなので、その辺、文章上の手を入れていただければと思います。

炭田委員 これまでに何度か申し上げましたが、委員は自分自身の言葉で意見を反映してもらいたいのです。事務局が工夫をして文をまとめられても、ニュアンスが違ふと委員が言うことは起こり得ます。文章をすっきりさせることは望ましいのですが、一件ごとに慎重に、当事者の委員に相談するという手順が進められたほうがよいと思えます。

辻田係長 補足ですが、「～されるべきである」というような書きぶりになっていたことについては、尊敬語というわけではなくて、実際に検討をしたりするのは、今後、関係省庁でということになりますので、委員の方から見れば、環境省に対してこういうふうにするべきであると言うことになる。受け取る側としては、「検討するべきである」というように書いていると、委員の方が今後検討するような形にも見えるかなと考えてしまいまして、こちら側が受け取ったときに「する」というような文体になるよ

うに、委員の方々から言われるときは「されるべきである」というような書き方がいいのかなと思って書いていたということがあります。

ただ、この書き方が少しまだるっこしく、読み手にとってはわかりにくいということであれば、全体的に「するべきである」というような書きぶりに直すことも検討したいと思いますが、これについても、今回の検討会の後に、この素案を今日の議論を踏まえて修正したものについて、ご確認とご意見の提出をお願いしたいと思いますが、そのときにいただいたご意見も踏まえて、全体的に整合がとれるような形で修正することを考えたいと思います。

磯崎座長 そのほか、全体的に、委員の方ではよろしいですか。

小原委員 委嘱状というのを、私、もらっていないと思うんですけど、「早期締結を目指して」というのが書いてあるんですけども いや、多分もらっていると思う。見てないだけだと思う。これは、前提なんですか。「早期」というのがどのくらいかというのは、まあ、英語にしないということもないだろうけども、いろんなことを考えたら、このタイミングですね、そういうことも含めて、国内にとってスムーズに行くようにするというのも必要なので、ざっと見ると、実際にこれをインプリメンテーションするところのあたりの判断というのも議論すべきだと思っておるんですけども。どこかには入ると思うんですけど、ちょっと忘れないように一言言っておきます。

経済産業省 について、若干今の段階でコメントさせていただきたいところが何点かございます。

まず1点目は、14ページの(3)アのところの6行目の右側のところに「特許取得」という文字が入っております。あと、もう一点は、18ページの上から2行目のところのなお書き以降に、この2カ所に、特許制度と、今回の遺伝資源の取り扱いに関する対応について、結びつけるような記述が見られるところがございます。この点につきましては、前回の検討会におきまして、私から、特許制度はそもそも産業発展のために研究開発が進展するために、新規性のある発明に対して特許を取得するという制度の趣旨で、制度になじまないということでお話しさせていただいたと思っております。そういうことからすると、ここで特許について言及することに関しては、やはり適当ではないというふうに考えておりますので、次回検討会までに、この部分については削除していただきたいというふうに考えております。

それからもう一点、18ページの(4)の「遵守措置の不履行」の параグラフ、2段落目の2行目の右から、「国内の市場を中心に」云々という記述がございますが、その中に、「故意に提供国のABS法令等に違反する形で利用する者が一定数存在している」という記述がございます。これにつきましては、大変問題がある記述だと思っておりますし、仮に、もし実態を今までは実態を把握されていないというふうに伺っておりますので、十分な検証がなされていないのであれば、次回検討会の資料の中から削除されるべきだというふうに考えておりますので、ご検討のほどをよろしくお願いいたします。

炭田委員 には各委員の思いがこもると思いますから、次第によってはもめる可能性があります。特に、2人ないし3人の意見が似ている場合、一つにまとめた文章では、それぞれの委員にとっては微妙にニュアンスが違う可能性があるがあるので、進め方は工夫すべきと思います。ちなみに論点整理表のすべての文章を「てにをは」を含めチェックした後、コピー&ペーストすればA4で40ページぐらいの文書になります。そういうまとめ方もありえると思います。

磯崎座長 中の話が今いくつか出ていますけれども、その辺含めて、先ほどと、 について のお願いですが、 についても、次の議論に備えて、ぜひ、今のような観点で見えてきていただいて、あるいは、早めにわかれば事務局へそれをお知らせいただいても結構かと思います。

炭田委員 今日の会合の冒頭で、論点整理表は会合の終わりのときに、確認した後、ファイナル版に

すると言われたと記憶しますが、これまでにいろいろ意見があったようにまだファイナルではなく、マイナー修正とかはよろしいですね。

磯崎座長 それは先ほど中澤さんが触れたように、今日のこの時点で終わりではなくて、今日出た論点とか、気のついたところを踏まえて、事務局へ送っていただいて、それから、技術的な「てにをは」だったり、変換ミスだったりということがあれば、それは今後も当然変えていきますが、ただし、前回までの議論の時間的なまとめということなので、その具体的な中身の項目についてというのは、今回から次までの間に出された修正にとどめたいという、そういう趣旨です。

藤井委員 実は特許の件で話をしたのは私なんですけども、正直言って、話をするとき、ちょっと微妙だなと思いつつ話をしていたんですけど、要は、遺伝資源の利用というものに、我々はすごく法的安定性を求めている。そのようなことからすると、ある権利を利用するということについて、ある程度確立した考え方って何なんだろうと、そういう意味合いで特許の考え方かなということで持ってきたものです。決して、権利を取得する手続面のところではなくて、利用は、細かな話をすると、特許庁の手続を終わった後の裁判所でやる話なので、特許庁とは現実には関係ない話なので、こういう理屈で何とかここで「特許」という言葉を使うのを勘弁してもらおうかなと思いつつながら、実は話をさせていただいたという経緯があります。

炭田委員 私も、特許に関連して、原産国開示とかは MAT 交渉のときに当事者同士で決めればよいというような趣旨の発言をした覚えがあります。舌足らずであるとか、いろいろご教示いただければフレキシブルに対応させていただきたいと思いつつ。

磯崎座長 そのほか、省庁の方で、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 環境省側からも、追加では、よろしいですか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、ちょっと時間オーバーしましたが、ご協力と検討をありがとうございます。それでは、事務局へお返しいたします。

2) その他

中澤補佐 本日は、大変長い時間にわたり熱心にご議論いただきありがとうございました。

先ほど、炭田委員からパブリックコメント中のことについて触れられていましたが、簡単にご説明させていただきます。

前々回、第 10 回でも簡単にご紹介していますけれども、検討会にご参加いただいている委員の業界以外の遺伝資源の利用を行われていると考えられている業界、いわゆる「準主要な業界」について、これまでの委員との意見交換や関係省庁のご意見をいただきまして、機能性食品、ジェネリック医薬品、バイオベンチャー、酵素、化粧品、ペット、医薬学部系における生薬利用、農薬、といった業界との意見交換を 9 月ごろから 12 月ごろにかけて進めていきたいと思っています。既に連絡先等をいただいておりますので、意見交換や実態の把握について進めていきたいと思っております。

また、意見交換とは別に、12 月ごろを見込んでいます報告書案のパブリックコメント実施中に、地方での説明会を行いたいと思っています。地方説明会では、生物多様性条約とか名古屋議定書がどのようなものかをご説明した上で、名古屋議定書の国内措置について検討が始まっていて、あり方検討会ではどのような議論がなされてきたかについて、説明したいと思っています。国内措置の検討は今後も続く

いったことについては、十分留意の上、説明したいと思っています。

説明会については、予算の関係もあるのですが、7カ所ぐらいで開催できるのかなと思っていますが、各地域で、遺産資源を利用する事業者、それから学術関係の方に幅広く呼びかけていきたいと思っています。

次回検討会は、10月21日に開催いたします。場所は、今回同様第一会議室でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日はお疲れさまでした。

以上